

高岡古城公園樹木管理行動計画

令和5年3月

高 岡 市

目 次

第1章 計画策定の目的

1 背景・目的	1
2 計画の対象範囲	1
3 計画期間	1
4 計画の位置付け	2

第2章 基礎資料の整理

1 関連計画及び参考資料の整理	3
(1) 関連計画	3
(2) その他基礎資料	9
2 関連計画及び参考資料の整理	12
3 古城公園内の施設、史跡等の位置づけの整理	14
(1) 園内施設	14
(2) 滝、中の島	15
(3) 梅苑	16
(4) 城郭遺構	17
(5) 堀	21

第3章 樹木の現況把握

1 樹木管理に係る自然条件	22
(1) 気候	22
(2) 土壌	22
(3) その他	22

2	現況植生の整理・分析	23
(1)	植生のブロック設定	23
(2)	植生の概要	23
(3)	植生樹木の比較	24
(4)	ブロックごとの植生状況	30
(5)	サクラの現状	46
(6)	危険樹木・枯損木・支障木などの状況	50
3	現況のまとめ	52

第4章 課題等の整理

1	都市公園としての景観からみる樹木管理の課題	54
2	史跡の保存・活用からみる樹木管理の課題	55
3	公園利用者に対する樹木管理の課題	55
4	古城公園のサクラに関する課題	56

第5章 樹木管理の基本方針

1	目指す公園の将来像と樹木管理の基本的な考え方	57
2	樹木管理の基本方針	59
(1)	都市公園の景観の方針	59
(2)	史跡の保存・活用の方針	60
(3)	公園利用者に対する方針	60
3	エリアの設定と優先順位	61
(1)	エリア図	61
(2)	エリアの設定と管理方針	62
(3)	取組みの優先順位の考え方	64

4	サクラの管理方針	65
5	樹木管理の方針イメージ図	67
6	将来像（整備完了後）のイメージ	68

第6章 樹木管理行動計画の作成

1	全体計画及び短期事業計画	69
(1)	全体計画	69
(2)	具体的な実施内容	71
2	短期事業計画	72
(1)	年次計画	72
(2)	概算事業費	73
3	官民連携による樹木管理の推進	74
(1)	官民連携による樹木管理の推進	74
(2)	周知活動	74
4	樹木等管理基準	75
(1)	管理の手法と実施サイクル	75
(2)	管理手法	76
(3)	計画的な進行管理と基準の見直し	76
(4)	寄附樹木の取扱いについて	77
5	今後の課題	78
(1)	自然災害・気象変動等の対応	78
(2)	土塁法面の雑木の扱い	78
(3)	近代公園（太政官制公園）としての 価値を意識した取り組み	78
(4)	利活用に関する取り組み	78

第1章 計画策定の目的

1 背景・目的

高岡古城公園（以下、「古城公園」と表記）は中心市街地に広大な面積を有し、四季折々の美しい自然が楽しめる都市公園であると共に、高岡城築城当時の遺構を残す国指定史跡であり、長く市民に愛され続けてきた高岡のシンボルである。しかし、公園指定後に植樹された樹木や自生した雑木が生い茂り、緑豊かな自然的な公園となっている一方で、樹木の密生により、植生の生育不良、眺望や景観の阻害、さらに史跡の本質的価値である堀や郭、土塁、石垣の保存への影響や顕在化が課題となっている。

また、古城公園は桜の名所 100 選に選定されており、現在約 1,800 本の桜があるが、この多くは昭和 30～40 年代に植樹されたもので、計画的な植替えが求められている。

本計画はこれらの状況を踏まえ、今後も歩いて楽しめる公園を維持しつつ、史跡の価値と魅力を高めるため、計画的な樹木管理を進めることを目的として策定する。

2 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、古城公園全域とする。



図-1-1 計画位置図 地理院地図より

3 計画期間

計画期間については、全体計画期間を 30 年間（令和 5 年度（2023. 4）～令和 34 年度（2053. 3））とし、本計画において取組の優先順位を整理し、各取組を短中長期に分類する。このうち、今後 10 年間（令和 5 年度（2023. 4）～令和 14 年度（2033. 3））で実施すべき事業を短期事業として本計画にて示す。

4 計画の位置付け

本計画は、「高岡古城公園保全・活用方針報告書（H22.2）」及び「国指定史跡高岡城跡保存活用計画（H29.3）」、「国指定史跡高岡城跡整備基本計画（H30.3）」で示す植生管理の考え方を参考に、両計画の整合調和を図りながら、古城公園の樹木に関する調査・整理・分析を行い、今後の樹木管理の方針及び取り組みを示す。

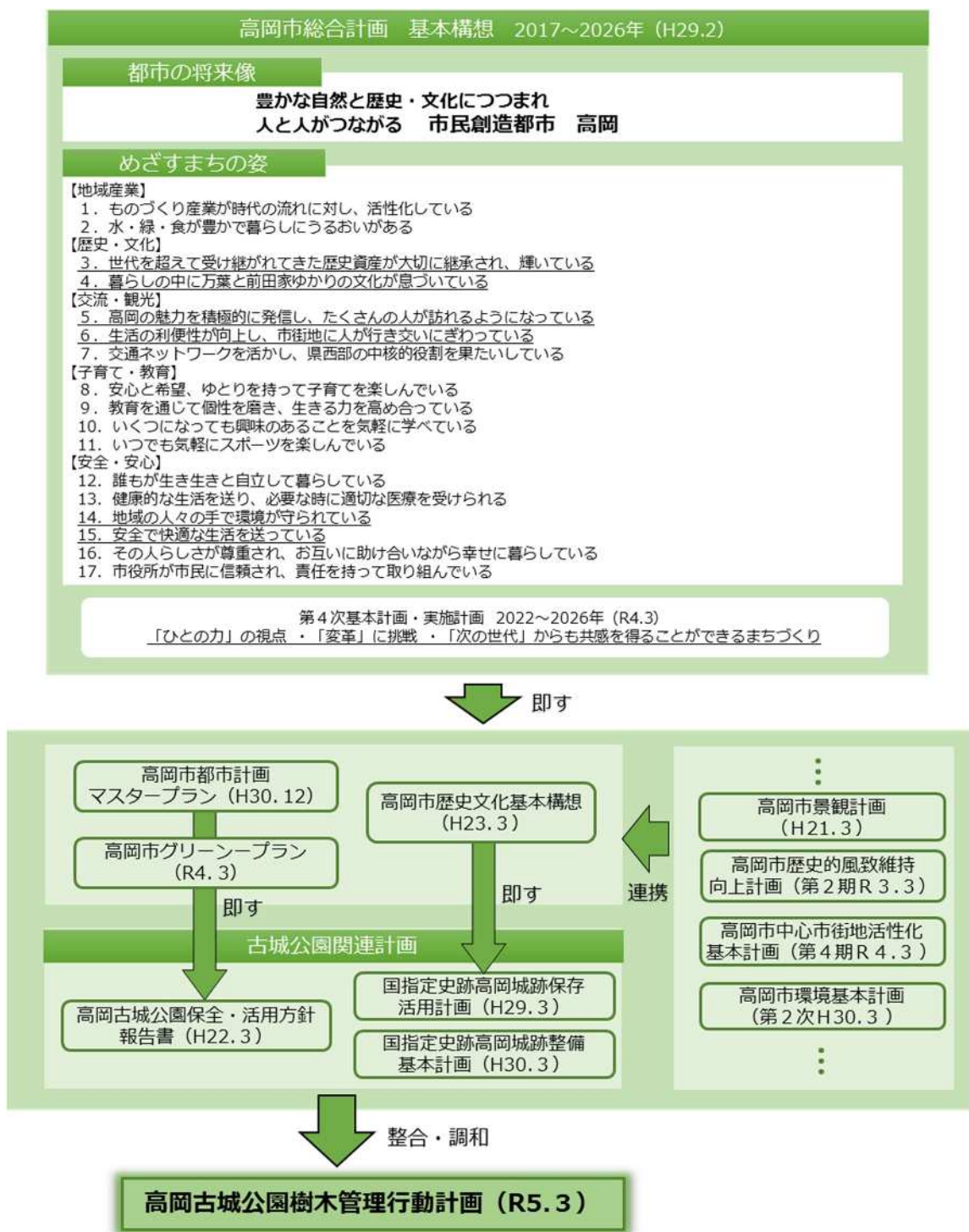


図-1-2 高岡古城公園樹木管理行動計画の位置づけ

第2章 基礎資料の整理

1 関連計画及び参考資料の整理

古城公園に関連する各計画の概要及び植生管理についての整理を行う。

(1) 関連計画

ア 高岡古城公園保全・活用方針報告書（平成22年2月）

【目的】

高岡市では、平成8年（1996）の全国緑化フェアの開催に向け、「高岡古城公園整備基本計画」（平成2年（1990））に基づき水濠浄化や美術館、図書館移転等を実施した。しかし、その後の社会情勢の変化や古城公園を取り巻く環境の変化に伴い、計画の見直しが必要になった。

このような状況を踏まえ、高岡古城公園の多面的な機能を再確認するとともに、短期・中期・長期的な古城公園の保全・活用方針を策定することを目的としている。

【計画期間】

短期：概ね5年程度、中期：概ね10年程度、長期：期限を定めない

【計画概要】

- 将来像 「市民が守り、つくる歴史遺産 高岡古城公園」
- 基本理念
 - ・「公園」の魅力を保全し高める
 - ・「まち」の魅力を引き立てる
 - ・「市民」が魅力を創り出す

○基本方針

■「公園」の魅力を保全し高める

- (1) 歴史： 来訪者が、城跡の歴史を「見て、触れて、感じられる」公園とする。
- (2) 水濠： 濠の水を浄化し、日本における代表的な水濠公園とする。
- (3) 自然環境： 四季折々の自然を生かした高岡古城公園にふさわしい植生管理を行う。

<取組み、施策の方向>

- ・桜や紅葉など公園の四季を彩る植生の保全・管理を行う。
- ・高岡古城公園の歴史的景観と合わない外来種等は、周辺の状況や生長度合いを勘案しながら、今後剪定による生長抑制を行うと共に、徐々に伐採撤去の方向で検討を進める。
- ・貴重な緑地を保全すると共に、樹木等が土塁や斜面等の歴史的遺構を破壊しないよう適切な植生管理を行う。
- ・野鳥や昆虫等、多様な生物が生息できる空間の保全と創出を図る。
- ・公園内の植生の現況を正確に把握するため、植生調査を行い、その調査結果に基

づき適切な管理を行う。

- (4) 景観：水濠を中心とした高岡古城公園の優れた景観や、高岡古城公園から高岡のまちの眺めを楽しめるようにする。

＜取組み、施策の方向＞

- ・歴史的価値が高い古城公園と一体に、その周辺の都市環境が古城公園の歴史的佇まいと調和したまちづくりに努める。
 - ・隣接する住宅地の修景向上を図る。（池之端通りの柳や桜の植生等）
 - ・公園内及び周辺外部から、水濠や遺構を望めるようなビューポイントを選定し、景観確保のための植生管理を継続的に行う。（「植生管理イメージ図」参照）
 - ・園内及び周辺市街地を一望できるような展望広場の確保に努める。
- (5) 曲輪とその施設：曲輪にある施設の外部移転を含め、歴史的公園としてのあり方を検討する。
- (6) 公園内設備：利用者の利便性向上を図る。
- 「まち」の魅力を引き立てる
- (7) 周辺施設との関係性：高岡の「まち」と一体となった環境整備を行う。
- 「市民」が魅力を創り出す
- (8) 公園内での市民活動：市民が公園の管理運営に積極的に関わる仕組みづくりを行う。
- 四季折々の古城公園を楽しむ。
- (9) 情報の共有とPR：高岡古城公園の情報を共有し、PRを行う。

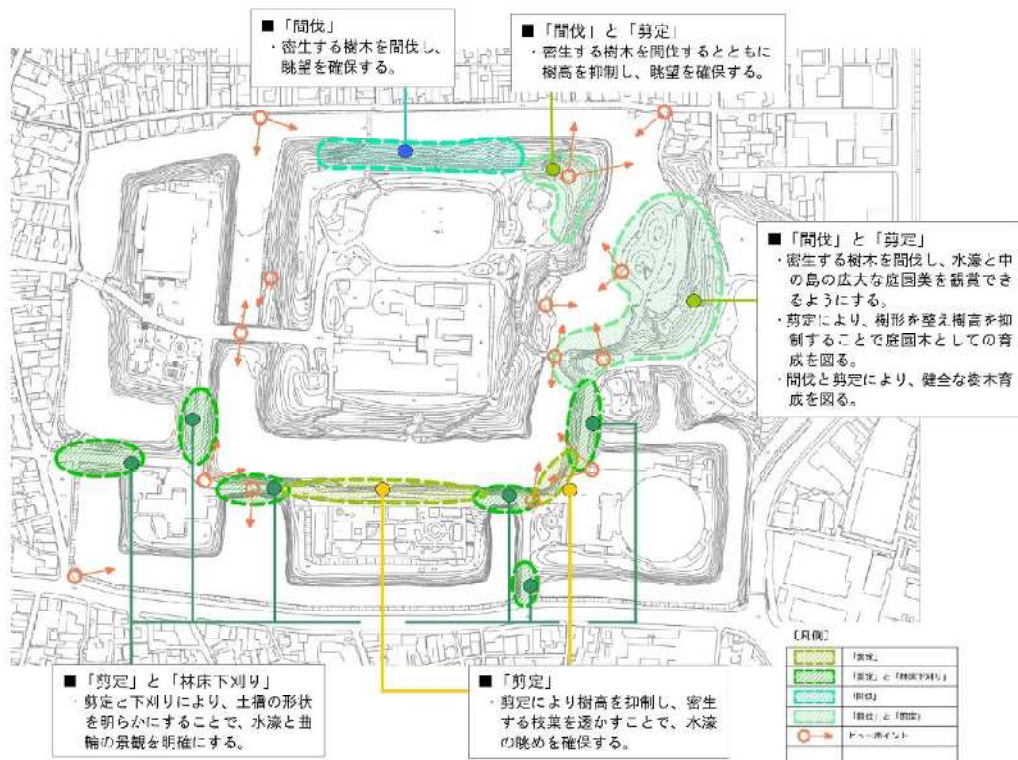


図-2-1 「植生管理イメージ図」（『高岡古城公園保全・活用方針報告書』より）

イ 国指定史跡 高岡城跡保存活用計画（平成29年3月）

【経緯】

明治8年(1875)の公園指定により、近世城郭から市民に親しまれる公園となっていたが、平成21年(2009)の開町400年を経緯として、改めて城跡として認識され、詳細調査等を経て国指定史跡となった経緯がある。今後、国史跡としての観点からの保存・活用・整備を行う予定となっており、現在の都市公園の整備と調和を図る必要が生じている。

【目的】

国指定史跡高岡城跡を①適切に保存し、次世代へ継承するため、史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、保存・管理するための基本方針や方法、現状変更の取り扱い基準を定める。②史跡の本質的価値を理解し、現代社会に活かすための基本方針、方法を定める。③史跡の保存を目的とするものと、活用を目的とする整備が調和する基本方針、方法を定める。

【計画期間】

短期：概ね1～3年、中期：概ね3～5年、長期：概ね5年以上

【計画概要】

○基本方針

- (1) 保存（保存管理）の基本方針
- (2) 活用の基本方針
- (3) 整備の基本方針
- (4) 運営体制の基本方針

第5章 史跡の現状と課題

第3節 第1項 指定地全体の現状と課題

第53表「指定地全体の現状と課題」より抜粋

現 状	課 題
・都市公園の整備で、史跡の本質的価値に物理的及び景観上の影響を与えているものがある。	・適切に整備（既存施設の移転や撤去、樹木の整理、本質的価値の復元）する必要がある。しかし、現在の利用状況との調整が必要である。
・都市公園の計画に基づき、樹木の整理が行われ眺望点などが設置されている。	・樹木の整理については、範囲を決めて実証実験を行い、その結果を検証する必要がある。

第7章 保存（保存管理）の方向性と方法

第2節 第2項 2 (1)「植栽」の項を抜粋

・維持管理については「高岡古城公園保全・活用方針報告書」に記された方針に基づき、適正に保存管理する。「植生管理イメージ図」（別紙参照）

史跡の保存管理上は、これに加え史跡の本質的価値である堀や郭、土塁、石垣の保存に影響を与えている樹木や、本質的価値を顕在化するための樹木の整理を行う。その方法は主に間伐や剪定、林床下刈りを行うこととする。危険樹木や枯損木の撤去、伐根については、史跡への影響を検討したうえで決定する。

また、堀の法面は自然のままで、この状況が進めば植生が変化し、いずれ全域がカシ類等の常緑樹からなる照葉樹林になると予想され、その場合は法面には光が届かなくなり、下層植物も衰退、法面の土壌が露出することから法面の崩壊も危惧される。

これを防ぐためには、照葉樹林にならないよう里山の雑木林状態での維持が望ましい。今後の樹木の整理については、以下の点も考慮する。

- ①カシ等の常緑樹は伐採する。
- ②下層植生も一定の高さ（例えば 50～100cm 程度）に維持する。
- ③落葉樹の大径木が込み合っていれば間引きをし、法面に光が入るように管理する。
- ④大径木の枝打ちを実施する。

・高岡市指定天然記念物「越の彼岸桜」については、歴史的にも高岡城跡と深い関係にあり、富山県由来のサクラでもあることから、本質的価値の保存と調和を図りながら、適切に保護・育成し、可能であれば増殖・植栽も検討する。

第9章 整備の方向性と方法

第2節 第2項 1「復元整備等」より抜粋

- ・樹木整理を行うとともに眺望点を設置し、本質的価値（土塁や法面、堀、石垣）を顕在化させる。（「短期的な整備イメージ図」参照）

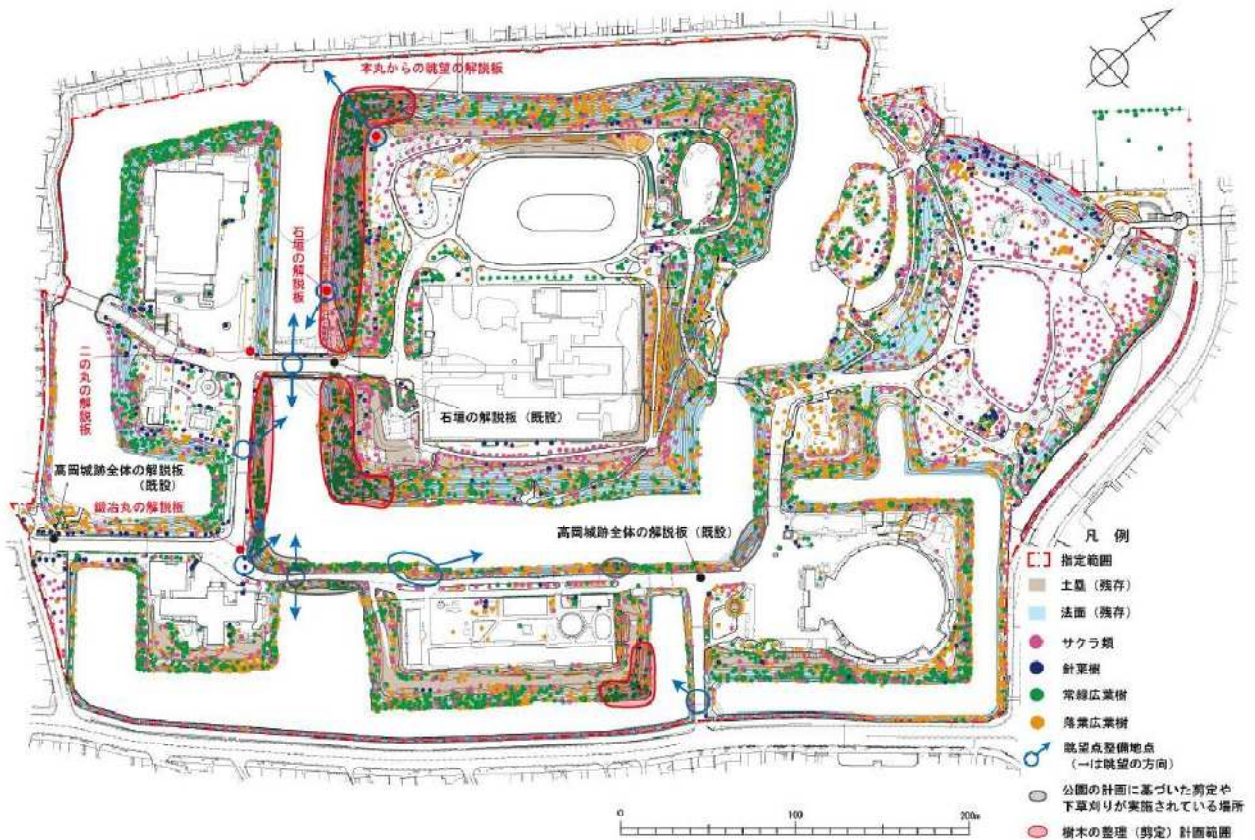


図-2-2「短期的な整備イメージ」（『高岡市城跡保存活用計画書（H29.3）』より）

ウ 国指定史跡 高岡城跡整備基本計画書（平成30年3月）

【目的】

平成28年度に策定した「国指定史跡 高岡城跡保存活用計画」で示した基本方針や方向性、方法を引き継ぎ、「高岡城跡」を適切に保存し、確実に次世代にその歴史的価値を継承することにより、本市の歴史・文化・まちづくりに資することを目的として、整備・活用を推進するために策定する。

【計画期間】

平成30年度（2018.4）から令和9年度（2028.3）を計画期間として取り組み、社会情勢の変化や調査研究の進展、整備の実施成果を踏まえながら、適宜計画を見直すものとする。

【計画概要】

第5章 整備における現状と課題

第2節 活用のための整備 第6表 活用のための整備における現状と課題 より抜粋

現 状	課 題
【遺構の表現、景観等】 ・ 樹木や公園施設によって近世城郭としての景観が失われている場所がある。城跡内で郭、土塁、堀を認識するのが難しい。城内から城下、二上山への眺望が確保するのが難しい。	・ 植生管理の計画を立て、樹木の整理をする必要がある。



- ・ 上空から見ないと縄張が認識できない。
- ・ 樹木が繁茂して形が明瞭に認識できない。



- ・ 樹木によって法面部分が覆われてしまい、指定地内で郭が認識しづらい。
- ・ 樹木によって堀が認識しづらい。



図-2-3 本質的価値が施設、樹木によって隠されている場所
（『国指定史跡高岡城跡整備基本計画』より）

第7章 整備基本計画

第2節 短期計画 第2項 植生に関する計画 より抜粋

2 土塁・法面の植生管理

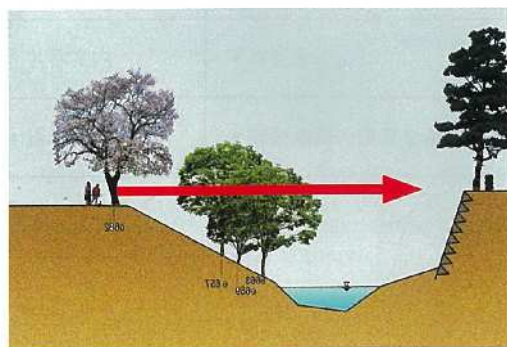
現状では堀の法面は当時のままであり、人手を加えていない状態である。このままの状態では、植生が変化し、いずれは全域がカシ類等の常緑樹からなる照葉樹林になっていくと予想される。照葉樹林の葉の影響により法面等に光が届かなくなり、下層植物も衰退し、法面の土壌が露出することから、法面の崩壊が危惧される。これを防ぐには、照葉樹林にならないよう里山の雑木林の状態で維持する。里山の雑木林は、ナラ類等で覆われており、カシなどの常緑樹はほとんどない。今後の樹木の整理については、以下の点も考慮する。

- ①土塁、法面の崩壊につながるような樹木については、管理のあり方を検討する。
- ②下層植生も一定の高さ（例えば 50～100cm 程度）に維持する。
- ③落葉樹の大径木が込み合っていれば間引きをして、法面に光が入るように管理する。
- ④大径木の枝打ちを実施する。

このような管理が実施できれば、秋から春にかけて落葉し法面や土塁、郭の形が顕在化され、4月～9月の葉が繁茂している時期でも、ある程度は土塁、法面、郭の形がわかると考えられる。そのためには、範囲を決めて実証実験を行い、その結果を検証することが重要である。

3 本質的価値の顕在化に伴う植生管理

本質的価値の顕在化に伴う植生管理では、本質的価値が見通せる眺望点のための伐採・剪定を行う。例えば、明治から大正期の写真絵葉書のように土橋上から石垣が見える樹木整理を行う。また、指定地内から指定地外への眺望、堀と法面の境界、郭の形の顕在化等を行う。これらの樹木整理も範囲を決めて実証実験を行い、その結果を検証する。



第23図 断面図のイメージ



写真絵葉書 明治40年～大正7年

図-2-4 『国指定史跡高岡城跡整備基本計画書』（H30.3）より

4 その他

高岡市指定天然記念物「越の彼岸桜」については、歴史的にも高岡城跡と深い関係にあり、富山県由来のサクラでもあるので、本質的価値の保存と調和を図りながら、適切に保

護・育成し、可能であれば増殖・植栽も検討する。

特に、本質的価値に悪影響を与える植生（土塁上の樹木等）は、老木となっているものも多く、その維持と史跡保存の観点として問題となる恐れがある。国指定史跡となっている他の植栽計画、管理方法を参考にしつつ、専門家の意見を踏まえ調査・研究を行う。

(2) その他基礎資料

ア 富山県高岡市高岡城跡詳細調査報告書

高岡城跡は、近世城郭と近代公園の性格を有しており、その両方が重なり合って現在まで保存されており、近世城郭としての高岡城跡の歴史的価値の高さを主目的とし、合わせて近代公園としての価値の調査を目的として、平成20年度（2008.4）から平成24年度（2013.3）の5年間に高岡城跡詳細調査を行った。調査内容は、史料調査、測量調査、地質調査、地中レーダ探査、発掘調査、石垣調査、石切丁場関連調査、近代公園調査の8項目である。

□発掘調査の成果の概要

位 置	遺構名	概 要
本丸	本丸御殿の礎石	・利長が居住した本丸御殿の礎石と推定される。原位置を留めているものは、13石である。
	石積み遺構	・射水神社境内地から検出され、2段の石積みとなっている。性格は不明である。
	貫土橋	・絵図に描かれていた石垣の裏込め石が検出された。 ・射水神社境内地へ続く道の遺構も確認された。
	土塁	・一部近現代の痕跡で削平されていたものもあるが、土塁の盛土が確認された。
	整地層	・本丸造成時の整地層を確認した。
二の丸	整地層	・二の丸造成時の整地層を確認した。
鍛冶丸	整地層	・鍛冶丸造成時の整地層を確認した。
明丸	土塁	・指定地内では最も保存状況が良く、粘土と砂を版築状に盛土したことを確認した。
	整地層	・明丸造成時の整地層を確認した。
本丸東郭	土塁	・土塁の盛土を確認した。
	整地層	・平坦面造成時の整地層を確認した。
小竹藪	整地層	・平坦面造成時の整地層を確認した。

表-2-1 『国指定史跡高岡城跡保存活用計画書』（H29.3）より

□高岡城跡主要面積一覽

区分	名称	面積（㎡）	合計面積（㎡）
郭	本 丸	38,278	95,007
	二の丸	11,490	
	鍛冶丸	4,758	
	明 丸	9,654	
	三の丸	12,202	
	三の丸北西	3,032	
	小竹藪	15,593	
平坦面	平坦面	2,303	2,303
切岸＋土橋外法			35,813
土 橋	本丸土橋	493	3,500
	二の丸土橋	747	
	大手口土橋	845	
	明丸土橋	277	
	三の丸土橋	244	
	搦手口土橋	290	
	三の丸北西土	233	
	小竹藪土橋	371	
堀	池之端堀	34,616	81,071
	内 堀	20,035	
	枅形堀	9,622	
	三の丸堀	16,798	

表-2-2 『国指定史跡高岡城跡保存活用計画書』(H29.3)より

□発掘調査結果



図-2-5 『国指定史跡高岡城跡整備基本計画書』(H30.3)より

イ 高岡古城公園の自然

昭和 55 年（1980）に高岡市（公園緑地課）より高岡生物研究会に対し自然調査依頼を行い、高岡地学研究会や、その他多くの研究者も関わり、基礎的な調査を行っている。当該調査をきっかけに、翌年以降も動物・植物各分野にわたって、調査、研究が続けられ、昭和 60 年（1985 年）にその成果をまとめた「高岡古城公園の自然」が高岡生物研究会及び高岡地学研究会により出版された。

「高岡古城公園の自然」には、公園内でみられる植物の解説からはじまり、過去の記録や標本の確認、文献資料や聞き込み等の検討も加えて、公園で形成されている「公園の林のようす（植物の植生状況や樹木調査の成果）」や、公園に生息する鳥獣に関する「公園のけものと野鳥」、爬虫類に関する「公園のへび、かめ、かえる」、昆虫に関する「公園の昆虫」などのほか、濠の概要やその水のこと、生息する生物などに関する「濠の自然」や、高岡台地の地質の変遷などに関する「土地の生い立ちをめぐって」など、古城公園に関して様々な視点で、各分野の研究者たちが調査・研究した成果が本書にまとめられている。

本計画の作成にあたっては、特に「公園の林のようす」に記載された内容を参考としている。

2 高岡古城公園に関わる法的規制

ア 文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）

史跡指定の範囲すべてで文化財保護法が適用され、現状変更等の制限が定められている。
また、埋蔵文化財包蔵地としての範囲は、若干であるが史跡指定範囲外にも及んでいる。

○ 史跡の現状変更等の取扱いの原則と基本方針

・原則

- ① 遺構を損壊する恐れがあるものは認めない。
- ② 史跡の景観にそぐわないものは認めない。
- ③ 発掘調査等や史跡整備は、遺構の損壊を最小限に留めたものに限り認める。
- ④ 既存施設の改修、修繕、撤去は、遺構を損壊する恐れがなく、史跡の景観に配慮されたものは認める。
- ⑤ 史跡の現状を変更する行為を計画する際には、高岡市教育委員会及び高岡市の関係部局と協議する。

・基本方針

- ① 史跡の保存整備を始め、利用者の利便を図るための整備に係る行為の現状変更に対応できる許可基準を定める。
- ② 現状変更を行う場合は、周囲の景観や利用者への影響に配慮する。
- ③ 現状変更等を許可する場合は、遺構面を保存すること等の条件を付すとともに、掘削を伴う場合など、必要に応じて事前に発掘（遺構確認）調査、もしくは立会調査を実施することとする。調査結果によっては計画変更を要する場合や現状変更を認めない場合もある。
- ④ 史跡の保存のための修理、活用のための整備、史跡・公園の管理、及び公益上や宗教活動上必要な施設の設置・改修については、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。

※ 本丸は史跡の整備・活用以外の現状変更は認めない。ただし、既存の公園施設や既存施設の修繕等及び植栽については、協議の上現状変更の可否を判断する。

イ 都市公園法（昭和31年4月30日法律第79号）

ウ 都市計画法（昭和43年法律第100号）

高岡古城公園は、都市計画法上の風致地区に指定されている。風致地区は、都市の自然的景観を維持し、樹林地等緑の保存を図るため定められる地区である。建築物、その他の工作物の新築・増築・改築又は移転に関しては、高さが12m以下等の許可基準が適応される。高岡古城公園周辺の用途地域分類は、第1種住居地域や商業地域、第1種中高層住居専用地域などになっている。

エ 景観法（平成16年6月18日法律第110号）

景観法に基づき、高岡市景観計画が策定されており、高岡市全域を高岡市景観計画の対象となる「景観計画区域」として一定の建築物等を届出対象として景観誘導を進めている。その中でも、高岡城跡の北西側にあたる池の端通りが、「池の端通り景観形成重点地区」に設定されており、景観誘導されている。

オ 国有財産法（昭和23年6月30日法律第73号）

カ 富山県定公園規則（昭和41年4月30日富山県規則27号）

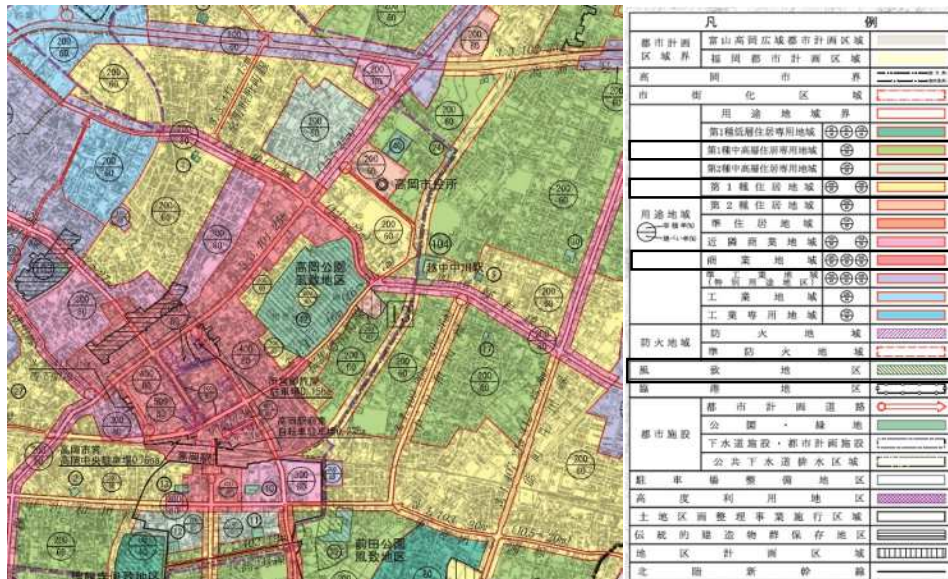


図-2-6 用途地域

3 古城公園内の施設、史跡等の位置付けの整理

(1) 園内施設

園内の主要施設には、運動関係施設が3施設、教養関係施設が6施設の、合計9施設があり
置位や施設概要は以下に示すとおりである。

□園内施設位置図

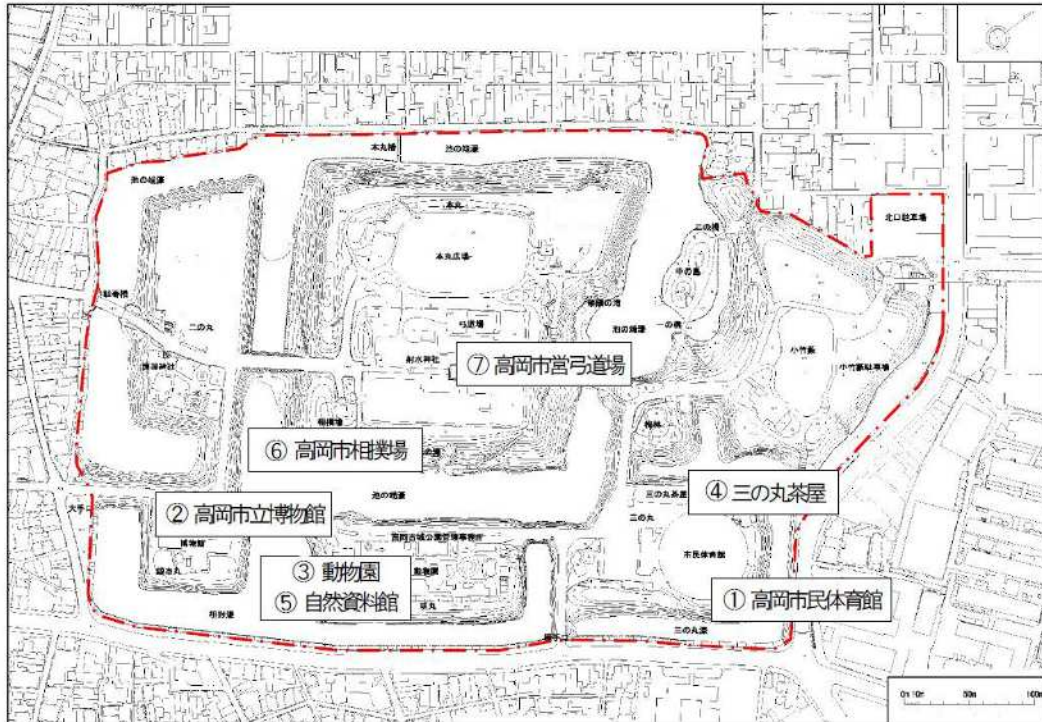


図-2-7 『高岡古城公園保全・活用方針報告書』(H22.2) より

□施設概要

NO	施設名称	開設年月	建築面積	延床面積	構 造	概 要
①	高岡市民体育館	S35.11	3,974㎡	4,571㎡	S造一部2F	アリーナ
②	高岡市立博物館	S45.6	1,299㎡	1,905㎡	RC3F, 木1F	常設・企画展示室等
③	高岡古城公園動物園	S35移設	4,700㎡(敷地面積)		—	動物舎、動物園管理事務所
④	三の丸茶屋	H8	420㎡	342㎡	木造1F	売店、休憩、飲食店 公園管理事務所
⑤	自然資料館	S56.4	231㎡	231㎡	木造1F	剥製、標本展示
⑥	高岡市相撲場	S35.11	300㎡(敷地面積)		木造1F	土俵
⑦	高岡市営弓道場	S52.6	230㎡		木・S造	射的場、管理棟

表-2-3 施設概要

(2) 滝、中の島

これらの中で、本丸にある古城の滝と小竹藪の中の島については、明治36年(1903)から明治40年(1907)までに造成されている。明治36年(1903)4月2日付の公文書「公園設計之儀ニ付同」(高岡市所蔵)には、高岡市農商務係書記の高木太八郎が市長に高岡古城公園の設計を、明治・大正期を代表する造園家、7代目小川治兵衛に依頼することを諮る内容が記されていた。小川には公園全体の「大設計」(基本構想または基本計画か)を依頼したい旨が記されている。しかし、小川は多忙のため、高岡に来ることはかなわなかったが、小川の弟子と考えられる廣瀬萬次郎が高岡を訪れており、公園の設計を行っている。これら2つの修景施設については、近代の造園家が関与したものと考えられる。

施設	位置	概要
古城の滝	本丸	・明治後期(明治36年頃)に造成し、昭和54年(1979)に改修されている。明治・大正期を代表する造園家、7代目小川治兵衛の弟子である廣瀬萬次郎の作と言われおり、近代公園の作品である。
朝陽の滝	本丸	・昭和6年(1931)に造成し、高岡市上水道の通水記念として竣工されていた。一時期稼働していなかったが、昭和52年(1977)に復元された。
平成の滝	大手口	・平成12年(2000)に造成された。
中の島	小竹藪 周辺	・明治40年(1907)に造成し、明治42年(1909)の皇太子殿下の北陸行啓に伴う公園造成と考えられる。近代の造園家が関与していると推定され、近代公園の作品の可能性がある。

表-2-4 滝、中の島



写真-2-1 古城の滝



写真-2-2 朝陽の滝



写真-2-3 平成の滝



写真-2-4 中の島（本丸北西より）



写真-2-5 中の島（朝陽橋より）

(3) 梅苑

梅苑の概要は表-2-5 となり、その分布は図-2-8 となる。

施設	位置	概要
梅苑	三の丸北西	・平成7年（1995）に盛土造成、平成8年（1996）の緑化フェアに伴う公園整備、約50本のウメが植栽されている。

表-2-5 梅苑

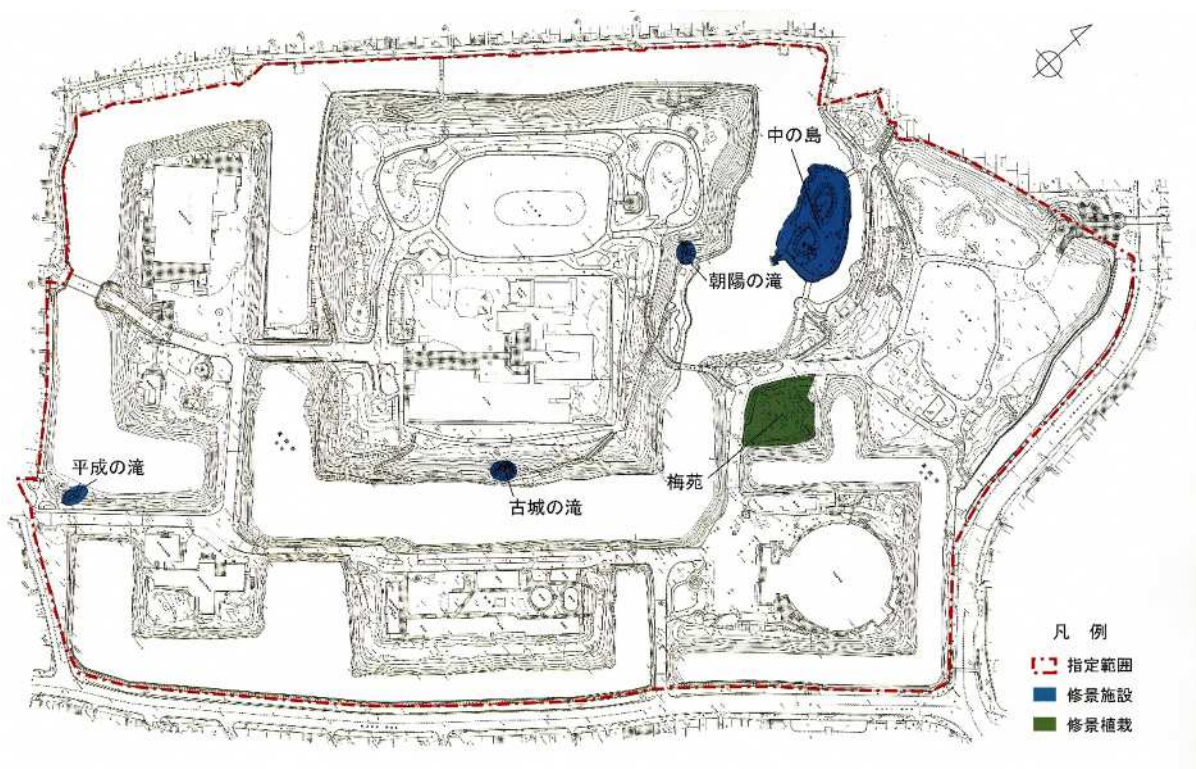


図-2-8 滝、中の島、梅苑の位置図

(4) 城郭遺構

縄張、城郭を構成するものは、郭や堀、石垣等から構成されており、その分布については図-2-9にまとめる。この構成要素について概要を示す。

□縄張、城郭を構成するものの分布

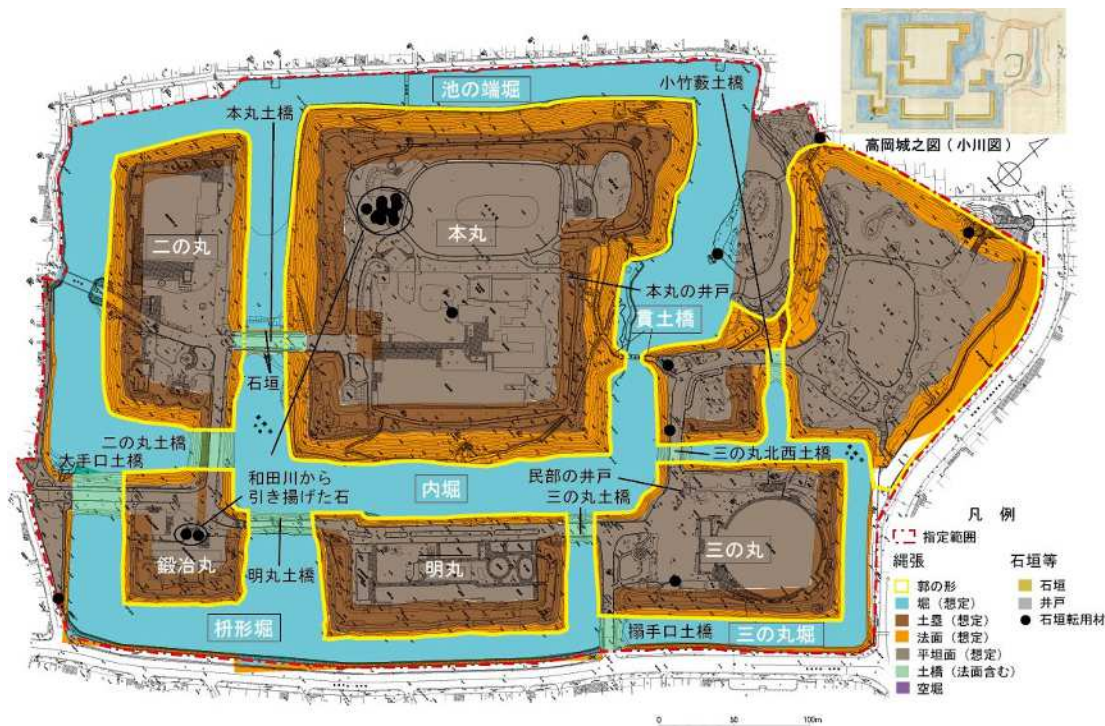


図-2-9 『国指定史跡高岡城跡保存活用計画書』(H29.3)より

ア 縄張

縄張は、郭、堀、土塁、法面、平坦面、土橋、空堀で構成され、次図は縄張図であり、本丸、二の丸、鍛冶丸、明丸、三の丸、それ以外に本丸東郭、その北側に外郭機能を持つ小竹藪の計7つの郭があり、「聚楽第型」と呼ばれる。



写真-2-6 高岡城跡 空中写真

縄 張	概 要
郭	・本丸、二の丸、鍛冶丸、明丸、三の丸、それ以外に三の丸の北西に馬出郭、その北に外郭の機能をもつ小竹藪の合計7つの郭があり、縄張は聚楽第型とも呼ばれる。 ・郭がすべて馬出の機能を持っており非常に防御力が高い。 ・郭の形が約400年間良好に保存されている。特に細部では三の丸の北西角の鬼門除け、鍛冶丸から明丸へと続く土橋のクランクが良く残っている。
堀	・内堀、池の端堀、枳形堀、三の丸堀 ・枳形堀は塵溜まらずと呼ばれ、現在でも一番透明度が高い。また、龍女伝説が残る場所である。
土塁	・防御をするために土を盛ったもの。
法面	・堀の掘削と土塁の構築、郭の成形によりできた傾斜面
平坦面	・人工的に盛土を行い、硬く締めた平坦な造成面
土橋	・本丸土橋、二の丸土橋、大手口土橋、明丸土橋、三の丸土橋、搦手口土橋、三の丸北西土橋、小竹藪土橋
空堀	・水のない堀であり、小竹藪土橋の北西に位置する。

表-2-6 縄張、城郭を構成するもの

以下はそれらの郭の位置を示す。

□高岡城の縄張図

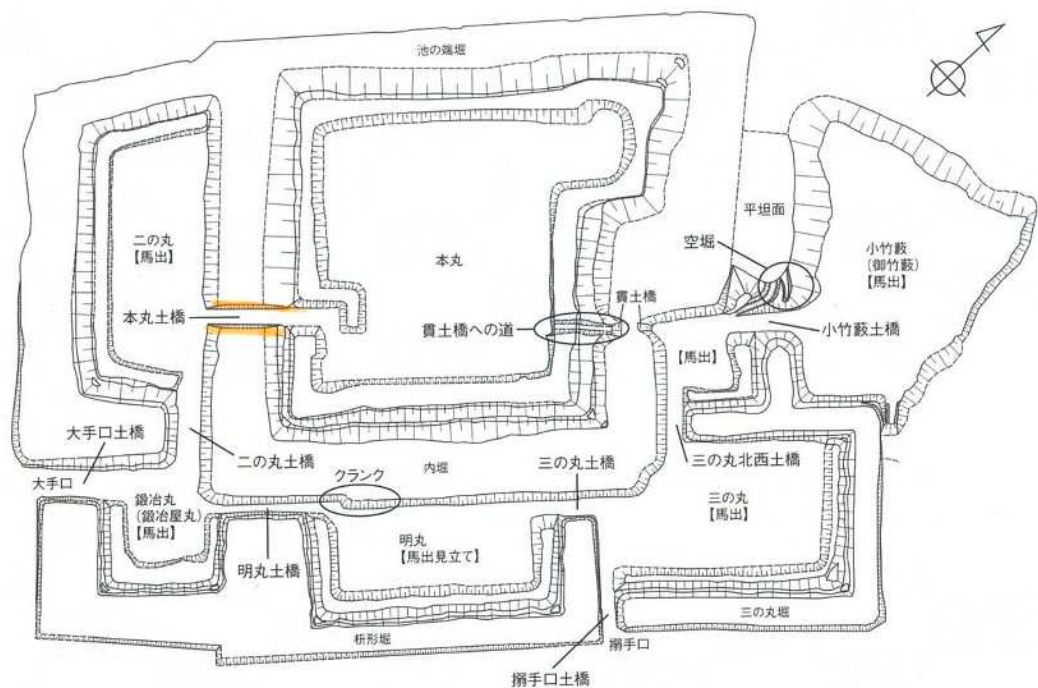


図-2-10 『国指定史跡高岡城跡保存活用計画書』(H29.3)より

イ 石垣等

石垣等には、本丸土橋の両側に積まれている石垣と石垣転用材のほか、本丸の井戸、三の丸民部の井戸がある（P17 参照）。石垣は乱積みという積み方で、安山岩、花崗岩、砂岩等が使用されており、砂岩は主に氷見市灘浦海岸や高岡市雨晴海岸等で採石されている。

石垣転用材は、平成 15 年（2003）に行われた高岡城に関する調査により、明治初期に高岡城の石垣の石が大門町の和田川の護岸工事に使用されていることが判明し、その後平成 16 年（2004）に河床の石 18 石を引き上げ、史跡内へ搬入されている。また、公園内の案内板や朝陽橋の橋台等にも転用されていることが判明している。

本丸の井戸は、明治 15 年（1882）の銘が残っており、明治以前から井戸であった可能性があるが、現在湧水は確認できない。

また、三の丸の井戸は今枝民部邸の井戸であるという伝承が残っており、現在でも井戸水が確認できる。



写真-2-7 石垣



写真-2-8 本丸の井戸



写真-2-9 民部の井戸

ウ 土塁

土塁は、高岡城跡全体に残っているが、樹木や既存施設により確認しづらい状態となっているが、古城公園動物園のある明丸の土塁や、本丸東郭の土塁は比較的良好に残っている。

発掘調査の結果、土塁は砂質と粘土質の土を版築状に固めて造成されており、堀を掘削した際の土を土塁に利用したものと考えられている。

現在、全体的に土塁の高さは低いが、古図によると本丸入口にカギ状の土塁「内枳形虎口」を設け、鍛冶丸には二の丸から伸びた土塁「枳形」が設けられているが、現存はしない。

また、二の丸土塁の外側に段をつけた「犬走り」を設けたらしいが、現在は確認できない。



写真-2-10 二の丸 土塁



写真-2-11 鍛冶丸 土塁



写真-2-12 明丸 土塁



写真-2-13 三の丸北西 土塁

□主な土塁の規模

	土居高	ナラシ（馬踏幅）
本 丸	約九尺（約2.7m）	八間（約14.5m）
二の丸南側	二間（約3.6m）	六間（約10.8m）
鍛冶丸東側	二間（約3.6m）	八間（約14.5m）
鍛冶丸南側	二間（約3.6m）	四間（約7.2m）

表-2-7 高岡町奉行小川八左衛門作成の古図より

(5) 堀

堀は、内堀、池の端堀、柵形堀、三の丸堀で構成され、堀の形はほぼ築城当時の形を維持していることが判明しており、城の特徴としても珍しい。

湧水や雨水を水源とする堀の水は、伏流水の湧出が少なくなるに伴い水質が悪化したことから、平成3年(1991)から7年(1995)にかけて高岡おとぎの森公園近くの玄手川から取水し、高岡城跡まで導水すると共に、堀に溜まった泥土を搬出した。

平成22年(2010)の水質調査の結果、富栄養化と共に堀の水の滞留時間が10日間と長いことが指摘されている。また、堀に浸かった樹木の枝や落葉等が、良好な景観の阻害要因の一つとなっている。



写真-2-14 内堀



写真-2-15 柵形堀



写真-2-16 池の端堀



写真-2-17 三の丸堀

口堀の導水箇所及び流水方向

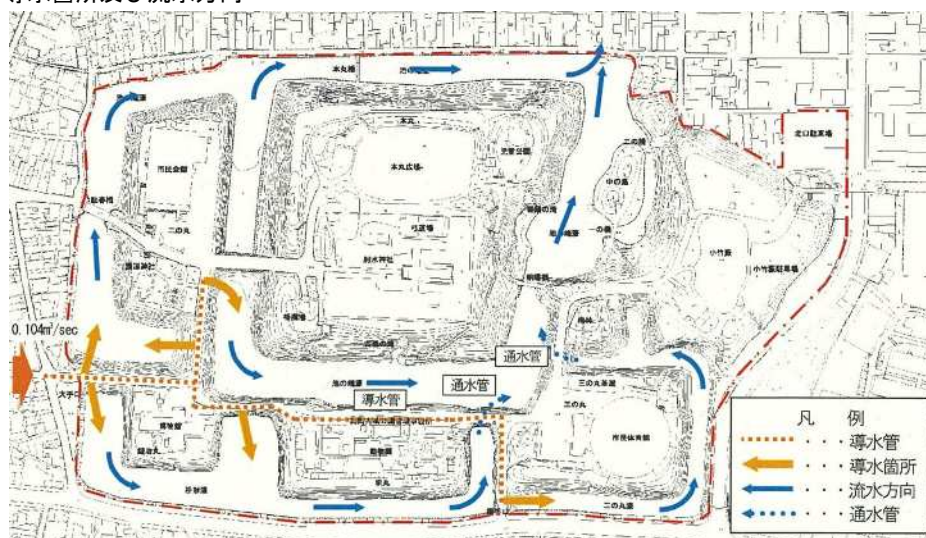


図-2-11 『高岡古城公園保全・活用方針報告書』(H22.2) より

1 樹木管理に係る自然条件

古城公園の樹木も徐々に順化しているものの、近い将来、対応できず枯死するものや新たな樹種が生育する可能性が否めない。

現在の木々の成長からみても、肥沃な土壌といえる。

また、カラス・サギなどの鳥のねぐらとなっており、鳥害も問題となっている。



2 現況植生の整理・分析

(1) 植生のブロック設定

古城公園の面積は約21haと広大であることから、区域に分けて樹木管理の整理をすることが効果的である。

計画の策定にあたり、基礎資料となる『高岡古城公園の自然』の場所別植生調査図や「平成22年度樹木調査」のブロック図などと整合を図る必要があり、本計画においても「平成22年度樹木調査」のブロック分け、Aブロック～Jブロックを区域分けとして採用する。また、いくつかのブロックを合わせた区域をエリアとして進める。

(2) 植生の概要

高岡生物地学研究会・高岡地学研究会が出版した『高岡古城公園の自然』（昭和60年出版）による。

古城公園の地形は、概ね平坦な土地、小丘あるいは周縁の土塁、水濠に面した城郭を成す土塁法面のおおよそ3タイプに分けられる。平坦地は公共の建築物や施設が中心的位置を占め、通路や園路で結ばれている。それらを修景するように樹木が植栽されている。小丘や土塁は、サクラが多く植栽されており、花見にも散策にも絶好の空間となっている。水濠に面した土塁法面は、自然に近い植生が色濃く残されており、多くが落葉広葉樹の優占する樹林帯となっている。

平成8年(1996)に古城公園を主会場として、第13回全国都市緑化フェアが開催され、緑がもたらす快適で豊かな暮らしがある街づくりが提唱され、都市公園として再整備された。

また、平成22年(2010)には、高岡古城公園樹木調査が実施され、樹木の現況を把握した。

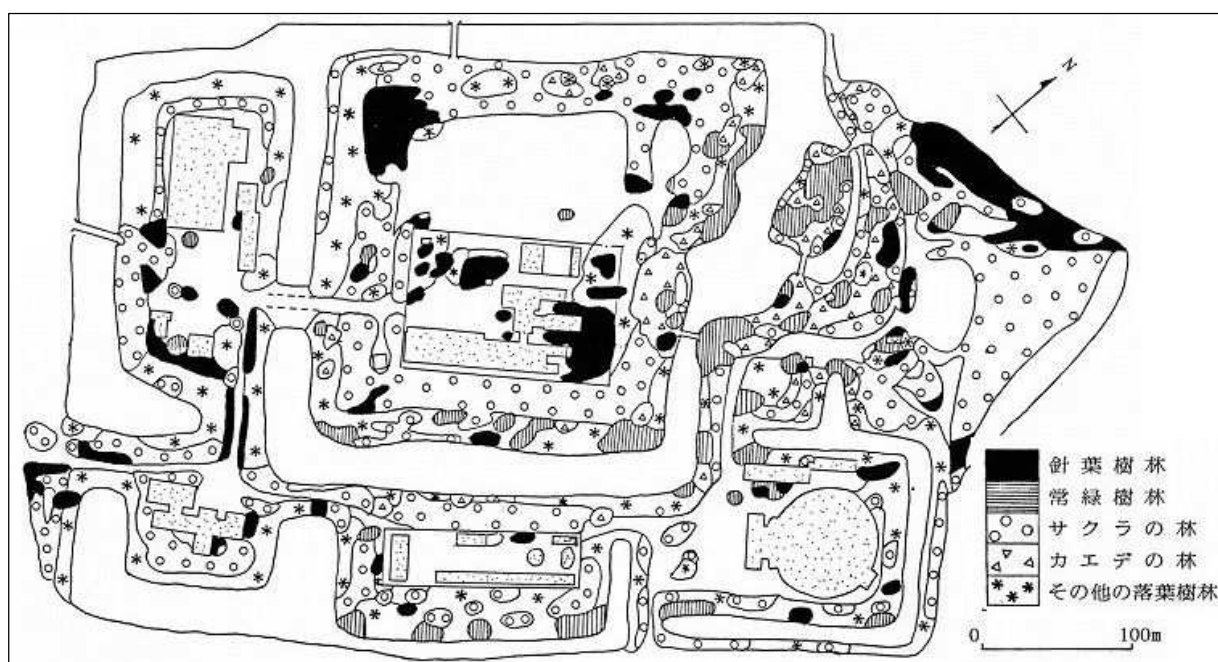


図-3-2 植生分布図（「高岡古城公園の自然」(S60.10)より）

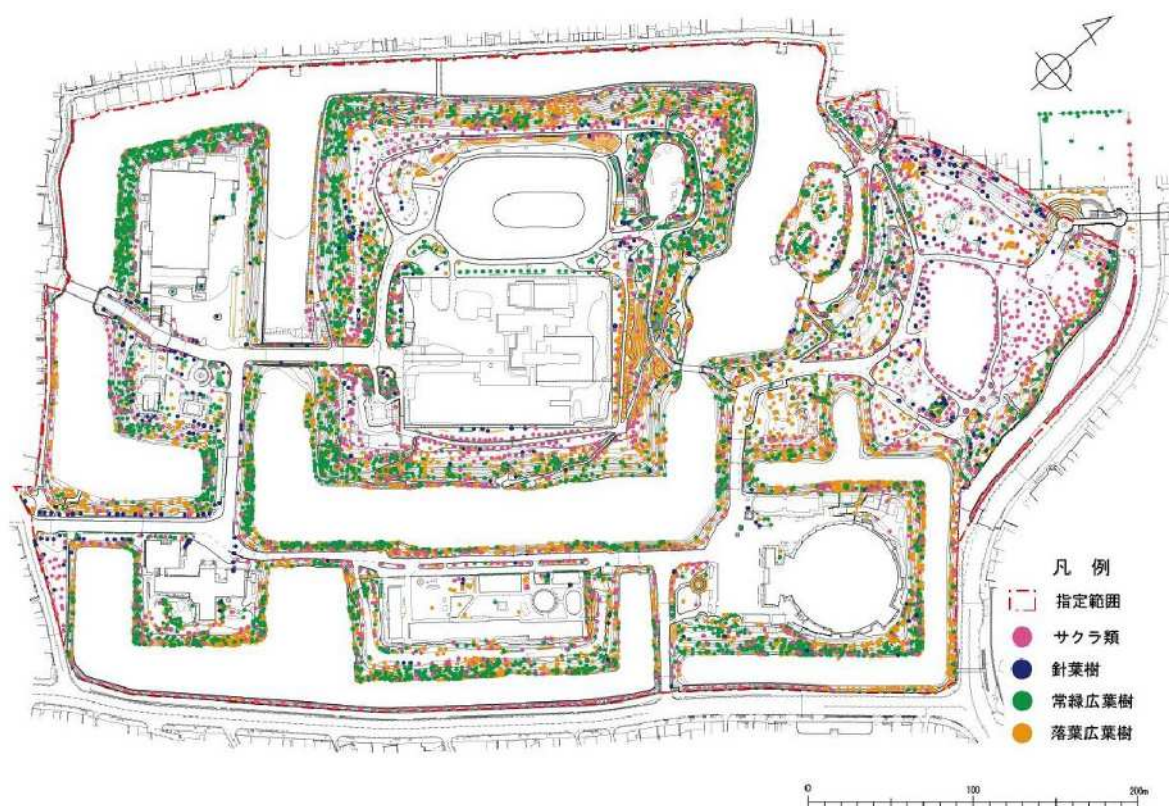


図-3-3 植生の分布図（「国指定史跡 高岡城跡保存活用計画」（H29.3）より）

(3) 植生樹木の比較

『高岡古城公園の自然』の樹木調査集計表（1981年5月末現在）と平成22年（2010）に実施した高岡古城公園樹木調査（2010年12月末現在）の結果を基に、約30年間の高木（ $H > 2.0$ m）の植生の変化を比較する。なお、高岡古城公園樹木調査結果は、平成22年～令和4年までの伐採樹木を差し引いて集計に反映させている。

また、「高岡古城公園の自然」の表の“場所”に対応する本計画のブロックを以下に示す。

鍛冶丸	二の丸	本丸	明丸	三の丸	小竹藪	その他
⑤ブロック	④ブロック ⑤ブロック	①ブロック ②ブロック ③ブロック	⑥ブロック	⑦ブロック	⑧ブロック	⑨ブロック ⑩ブロック

●針葉樹

□ 高岡古城公園の自然 表-3-1

場 所		鍛冶丸	二の丸	本 丸	明 丸	三の丸	小竹藪	その他	総 計
樹 種									
針 葉 樹									
イ チ イ							2		2
ツ ガ			1	10					11
モ ミ		2	1	6			1		10
ド イ ツ ト ウ ヒ				1			1		2
ヒ マ ラ ヤ ス ギ			44	85	3	8	27	1	168
ア カ マ ツ		3		13			10	1	27
ク ロ マ ツ		44	11	134	3	36	142	10	380
リ キ ダ マ ツ		20							20
ダイオウショウ					1				1
そ の 他 の マ ツ			1	4					5
コ ウ ヤ マ キ				2					2
ス ギ		4	2	111	9	6	89	2	223
コ ウ ヨ ウ ザ ン					2	4			6
ヒ ノ キ				6	1	1	11		19
ヒ ム ロ							5		5
メ タ セ コ イ ヤ				11		2	3		16
カ ラ マ ツ					1				1
小 計		73	60	383	20	57	291	14	898

□ 高岡古城公園樹木調査 表-3-2

樹 種 名	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	数量計
針 葉 樹											
イチイ	2							1	1		4
モミ			5		1						6
ヒマラヤスギ		1	2	6	23	1	1		8		42
アカマツ	6	2	1		3			3	7		22
クロマツ	31	7	4	3	40	1	4	17	31	1	139
リキダマツ					6						6
ダイオウショウ						1					1
マツ（その他計）					1				1		2
スギ	8	2	11	2	2	3	7	1	38		74
コウヨウザン						2	2				4
ヒノキ	1	1	1			1		2	2		8
メタセコイア	1	3					1			3	8
イヌマキ				1							1
カイヅカイブキ					1	1					2
小 計	49	16	24	12	77	10	15	24	88	4	319

●常緑樹

□ 高岡古城公園
の自然
表-3-3

樹種	場所	鍛冶丸	二の丸	本丸	明丸	三の丸	小竹藪	その他	総計
常緑広葉樹									
シラカシ				25					25
アラカシ				15		4			19
ウラジロガシ			9	10	1	2	5	1	28
スダジイ				16	9	13	36		74
タイサンボク				1		1	2	1	5
クスノキ				1					1
タブノキ							1		1
シロダモ	15	61	24	15	13	6			134
ゲッケイジュ			1		1	1			3
ユズリハ			7		3				10
モチノキ	2	2	20	1	6	46			77
ソヨゴ			1	1					2
タラヨウ			4	1	1	6			12
ヤブツバキ	141	403	367	53	3	23	3		993
その他のツバキ	5	12	29		1	6			53
サザンカ	1		5	1	1	1			9
サカキ			8						8
ヒサカキ	11	22	187	92	10	29	4		355
ネズミモチ		8	2		4	4	1		19
キンモクセイ		5	10	3					18
ヒイラギ			2	1					3
サンゴジュ			6		2	7			15
小計	175	522	741	178	65	173	10		1864

□ 高岡古城公園
樹木調査
表-3-4

樹種名	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	数量計
常緑広葉樹											
シラカシ	17	3			9	4	3	8	2	1	47
アラカシ		4	14			4	3	1	2	2	30
ウラジロガシ	2	2		2	3	3	1	7	1		21
スダジイ	2	7	13		5	18	8	22	6	10	91
タイサンボク	1						1				2
クスノキ	1										1
タブノキ		1	1						10		12
シロダモ	16	17	13	58	84	41	55	15	4		303
ユズリハ	6	2	2				8	3	1		22
モチノキ	14	10	5	2	2	7	12	10	40		102
ソヨゴ						1					1
タラヨウ		5	1	1		1	1	2	1	1	13
ツバキ	293	77	147	324	243	94	12	38	11	4	1,243
サザンカ	3	6			1		7	1	7	1	26
ヒサカキ	49	118	49	11	54	228	184	54	34	9	790
ネズミモチ	5	13	7	7	8	3	6	3	2	5	59
キンモクセイ	22			2	2	2		2	4		34
ヒイラギ			1								1
サンゴジュ	10	1	3		4		3	3			24
アオキ		9	15		5	11	2	9			51
イスノキ			1								1
カクレミノ			2								2
クロガネモチ										1	1
シキミ									1		1
ツゲ	8	3			2		2				15
ヒイラギモクセイ	53							5	2		60
モッコク				1					1		2
ヤツデ				1	3	2	1	1			8
小計	502	278	274	409	425	419	309	184	129	34	2,963

●落葉樹

□ 高岡古城公園
の自然
表-3-5

場 所	鍛冶丸	二の丸	本 丸	明 丸	三の丸	小竹藪	その他	総 計
樹 種								
落 葉 広 葉 樹								
イ チ ョ ウ	1	2	60		2	4	2	71
オ オ バ ヤ ナ ギ							5	5
シ ダ レ ヤ ナ ギ	2						5	7
ハ ン ノ キ						1		1
オ ニ グ ル ミ	9					1	6	16
ク リ		3		21	5			29
コ ナ ラ				7	6	1	3	17
ケ ヤ キ	9	15	14	10	15	3	1	67
エ ノ キ	25	35	94	14	10	11	7	196
ク ワ	2		5	2		1		10
コ ブ シ	3	6	18	18	23	5	1	74
ホ オ ノ キ					2	5		7
ズ ミ				2	1			3
ア カ メ モ チ					1			1
ウ シ コ ロ シ		1					3	4
ウ メ		2	4			37		43
エ ド ヒ ガ ン	7	6	18	24	6	9	1	71
シ ダ レ ザ ク ラ	1					15		16
コ シ ノ ヒ ガ ン ザ ク ラ		15	33	15		73	9	145
フ ユ ザ ク ラ		2						2
ソ メ イ ヨ シ ノ	92	93	599	101	65	375	33	1358
ヤ マ ザ ク ラ	11		4	17	5	99	23	159
オ オ シ マ ザ ク ラ	5	1	3	2		11	14	36
(八重ザクラ)	10	4	126	5	1	13	7	166
イ ヌ ザ ク ラ	22	21	4	18	27	17	5	114
ウ ワ ミ ズ ザ ク ラ	9	24	14	28	25	13	2	115
ネ ム ノ キ	2		1	4	3	11		21
イ ヌ エ ン ジ ュ		1						1
ノ ダ フ ジ		2	6	2	2	2		14
ハ リ エ ン ジ ュ				1	1		36	38
カ ラ ス ザ ン シ ョ ウ	2	2	6		2	3		15
ア カ メ ガ シ ワ	25	33	44	24	17	13	10	166
ニ ワ ウ ル シ				12	12		1	25
ハ ゼ ノ キ	1	2	36	9	18	17	2	85
ヌ ル デ	14		5	7	6	1	6	39
マ ユ ミ	5	24	16	8	5	2	2	62
ニ シ キ ギ			12			2		14
カ エ デ の 類	4	1	276	45	58	207	5	596
ト チ ノ キ			1			11		12
ケ ン ボ ナ シ	10	5	9		1	2	1	28
ム ク ゲ				1	3			4
ア オ ギ リ			1					1
イ イ ギ リ		1						1
サ ル ス ベ リ		1	1	1				3
タ ラ ノ キ		4				2	2	8
ミ ズ キ	4	34	16	19	14	6		93
ア メ リ カ ヤ マ ボ ウ シ		1	2					3
ア セ ビ						1		1
カ キ	9	2	3	19	2	3	2	40
エ ゴ ノ キ	4	4	1	48	17	20	2	96
ム ラ サ キ シ キ ブ	7	15	15	6	2	6	5	56
ク サ ギ		3	8	1			3	15
キ リ	1	3	3	1		1	1	10
ニ ワ ト コ	1	6	10	2	1	1		21
ガ マ ズ ミ	1	1		1	4		2	9
ケ ナ シ ヤ ブ デ マ リ	2	2				1		5
小 計	300	377	1468	495	362	1006	207	4215
総 計	548	959	2592	693	484	1470	231	6977

□ 高岡古城公園樹木調査 1/2 表-3-6

樹 種 名	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	数量計
落 葉 広 葉 樹											
イチョウ	3	1		1	3		2	1	4		15
ヤナギ		2									2
ハンノキ								1			1
オニグルミ					18		1				19
クリ				1		15	2				18
コナラ					9	8	4				21
ケヤキ	14	4	16	20	46	48	61	4	9		222
エノキ	32	20	9	31	35	15	11	7	5	4	169
クワ		5			8	1	1		1		16
コブシ	7	11	4	4	4	8	14	6	1		59
ホオノキ							2		2		4
カナメモチ								1			1
ウシコロシ						2	2				4
ウメ					2			47	1		50
エドヒガン	1	1	3	1	5	18	1	4	2		36
ヤエベニシダレザクラ					1			1	7		9
コシノヒガンザクラ	2		1		11	45	11	8	14	19	111
タカオカコシノヒガン						9			37		46
ソメイヨシノ	180	175	168	31	132	97	66	105	264	32	1,250
ヤマザクラ		2			8	2	8	17	48		85
オオシマザクラ			2		8	1	2	1	7		21
コシノカモザクラ									3		3
他サクラ (10種類計)		1	10		6	1	2	1	5	1	27
イヌザクラ				10	18	10	15	10	5		68
ウワミズザクラ	5	3	1	4	3	14	21	12			63
ネムノキ			3		4	6	2	5			20
イヌエンジュ				1							1
フジ	2	2			1	1	1		1		8
ニセアカシア (ハルエンジュ)		1					36				37
カラスザンショウ					2		3	1			6
アカメガシワ	13	9	24	14	58	41	79	20	6	1	265
ニワウルシ				2	25	30	8	1			66
ハゼノキ	3	14	11		1	1	21	14	4	2	71
ヌルデ					8	1	1	3	1		14
マユミ	9	31	12	14	22	5	1	3			97
ニシキギ		1									1
カエデ類 (7種類計)	61	193	172	6	57	131	116	221	82	55	1,094
トチノキ		1	1					12			14
ケンボナシ	3	15		4	12			3	1		38
ムクゲ						2			21		23
アオギリ	1										1
サルスベリ	1				1				1		3
タラノキ		1		2							3
ミズキ	4	18	5	17	9	18	27	16	1		115

□ 高岡古城公園
樹木調査 2/2
表-3-7

樹 種 名	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	数量計
落 葉 広 葉 樹											
ヤマボウシ							2				2
カキ	1			1	13	29	5	4	2		55
エゴノキ	1	1	11	7	12	61	16	12	1		122
ムラサキシキブ	3	39	16	2	10	6	9	10	1	2	98
クサギ	4	37	11	1	12	7	2	2			76
キリ	1										1
ニワトコ	2	2		4	6	6					20
アオハダ							1				1
クヌギ						1					1
ザクロ					1	1			1		3
ハナズオウ									4		4
ハナミズキ	2	1		1		1			1		6
マンサク								1	1		2
リョウブ					5						5
小 計	355	591	480	179	576	642	556	554	544	116	4,593
そ 他 樹 木											
特 殊 樹 木											
シュロ	4	3	6		32	2	5		1		53
モウソウチク									1		1
小 計	4	3	6		32	2	5		2		54
合 計	910	888	784	600	1,110	1,073	885	762	763	154	7,929

両者の総計（1981年：6,977本、2010年：7,929本）を比較すると、約30年の間に約1,000本の高木が増えたことになる。

□減少樹木

- ・平成16年（2004）10月の台風23号の強風により、本丸広場のヒマラヤスギやスギが多数倒木した。これにより伐採処理がなされ、それぞれ120～150本と大幅に数を減らした。
- ・クロマツは松くい虫の被害により6割余りを失っている。
- ・イチョウは植栽されたものである。成長が早く他に影響を及ぼし、また本公園の景観に合わないため伐採された。
- ・サクラは老木化し、風雪害あるいは病虫害により、どの種も総じて数を減らしている。とりわけ平成30年（2018）の大雪によって40本余りのサクラが倒木した。

□増加樹木

- ・繁殖力、生育力のあるケヤキは3倍以上、カエデ類は倍増している。
- ・アカメガシワ、シロダモ、クサギなどの雑木と呼ばれる樹木は、適応力が強く繁殖力も甚大である。

- ・ヤブツバキ、ヒサカキなどの陰に強い陰樹は、大木の下で大きくなり群落をつくって増殖している。
- ・以上の樹木は圧倒的に数を増やし、数において減少樹木をはるかに凌ぐことになった。

(4) ブロックごとの植生状況

古城公園の豊かな自然を創り出している堀側の土塁法面は、城郭としての本質的価値でもある。

『高岡古城公園の自然』に掲載されている法面の断面は昭和 56 年（1981）頃に作成されたものだが、現在に至るまで土塁法面には長期にわたって主だった管理の手が加えられていない。前述の(3)植生樹木の比較からも分かるように、実生からの樹木も相当数増えたと見込まれる。また、台風や雪害、病虫害によって伐採されたものもある。しかし、大きな植生の変遷があったとは考えにくく、これら断面は現在においても変わらないものとして扱う。

また、平成 22 年（2010）に実施された樹木調査資料をもとにまとめた樹木分類の円グラフは、高木（ $H > 2.0\text{m}$ ）について集計したものである。なお、平成 22 年（2010）から令和 4 年（2022）までの伐採樹木は差し引いて集計に反映させている。

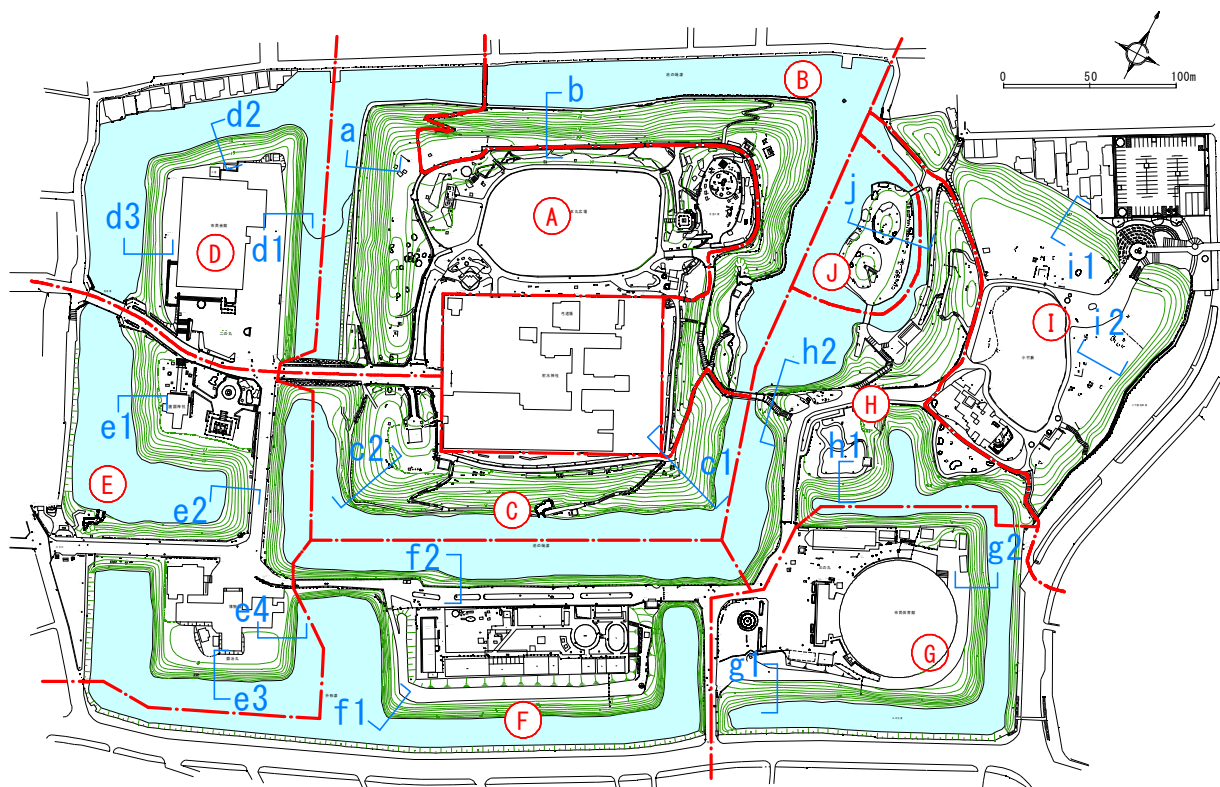


図-3-4 ブロック・断面位置図

● Aブロック

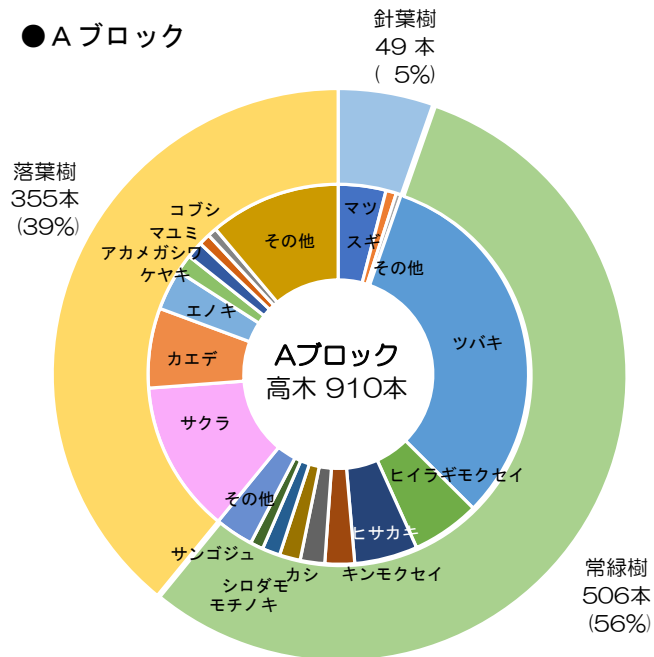


図-3-5 樹木分類グラフ A

H16の台風被害で
ヒマラヤスギ伐採

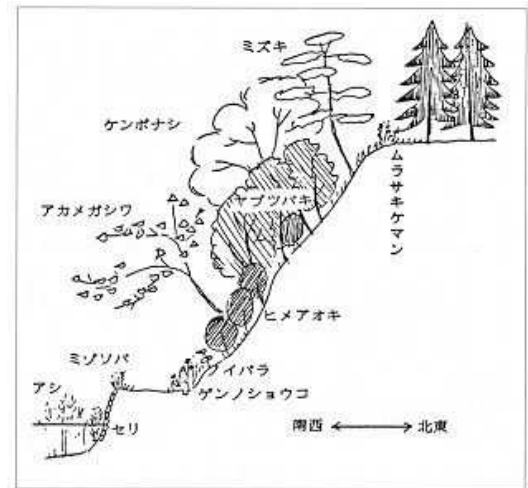


図-3-6 断面 a



図-3-7 Aブロック植生図

Aブロックは常緑樹が半数以上を占める。ミズキなどの落葉樹の高木が優占し、急な法面においてはヤブツバキ等が繁茂し、城郭や石垣を見えづらくしている。

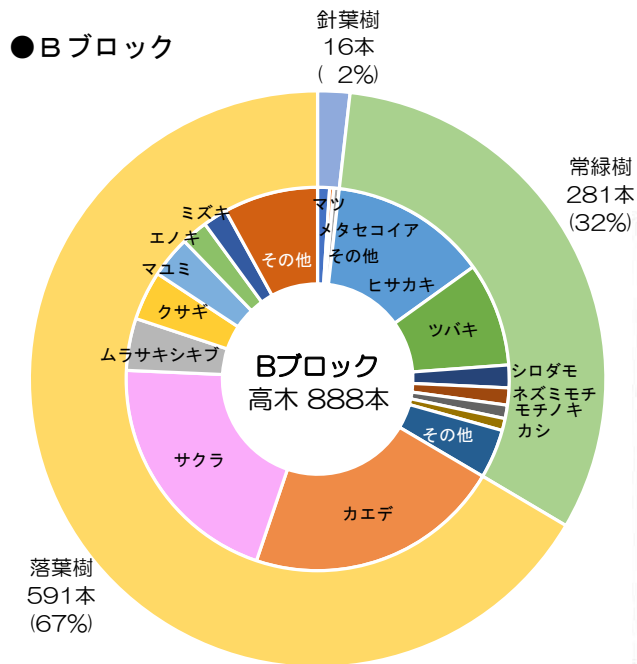


図-3-8 樹木分類グラフ B

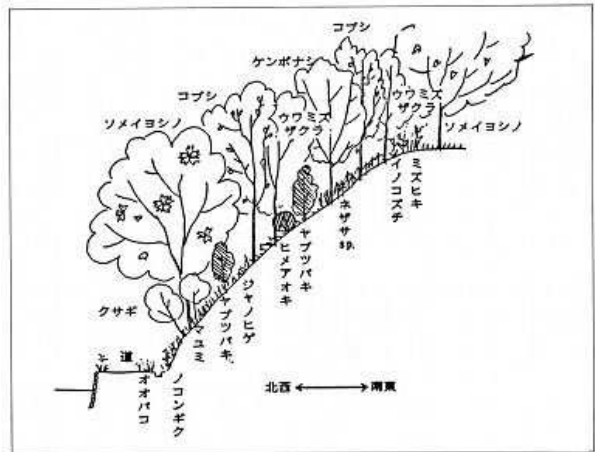


図-3-9 断面 b

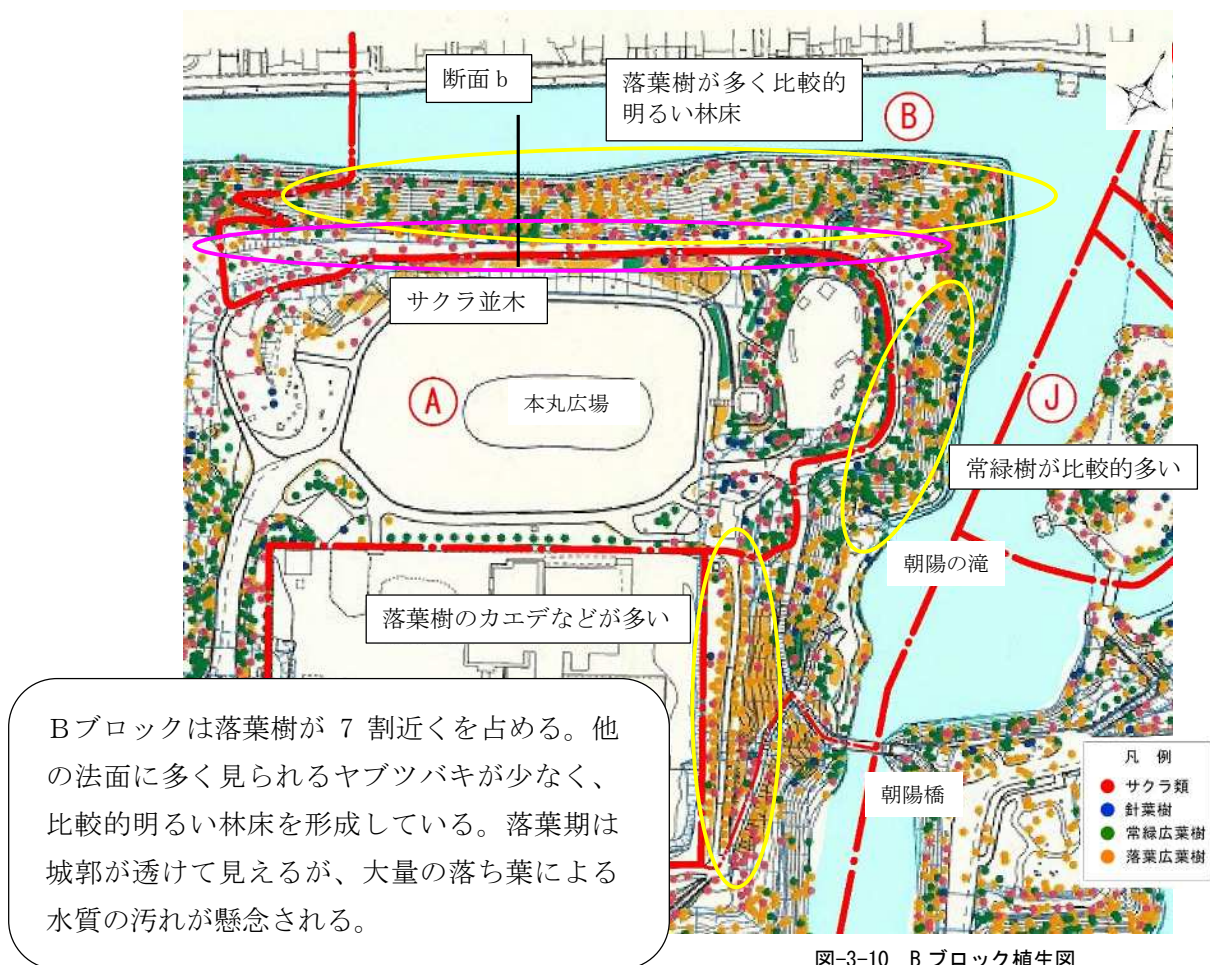


図-3-10 Bブロック植生図

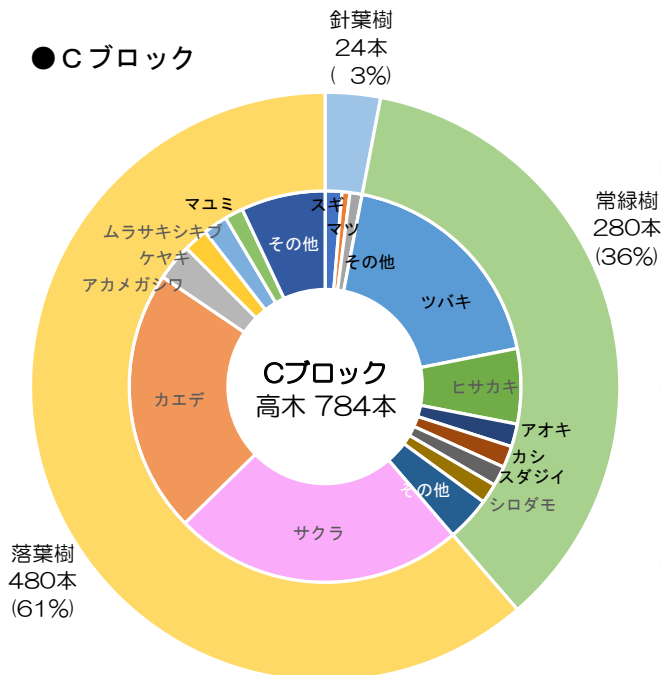


図-3-11 樹木分類グラフ

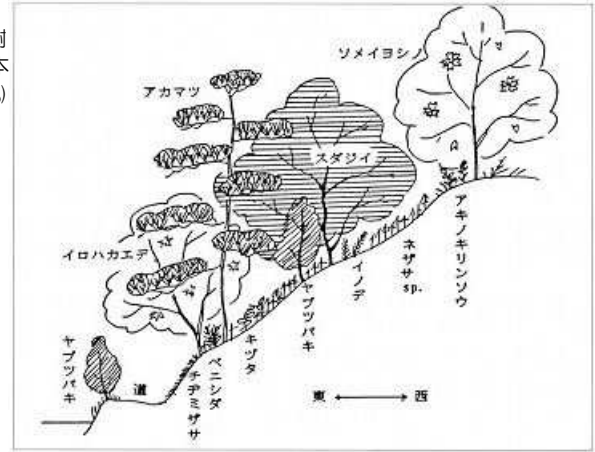


図-3-12 断面 c1

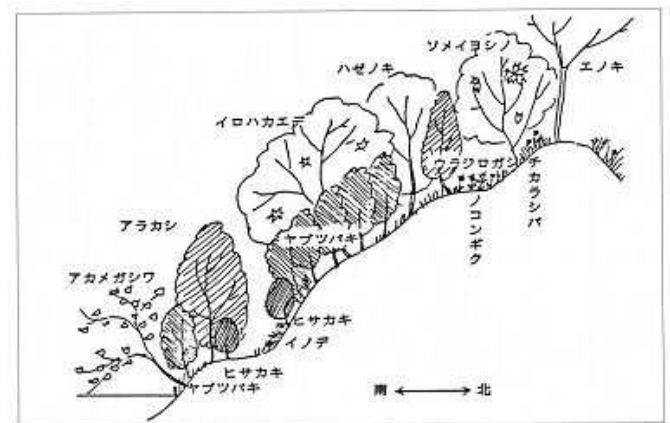
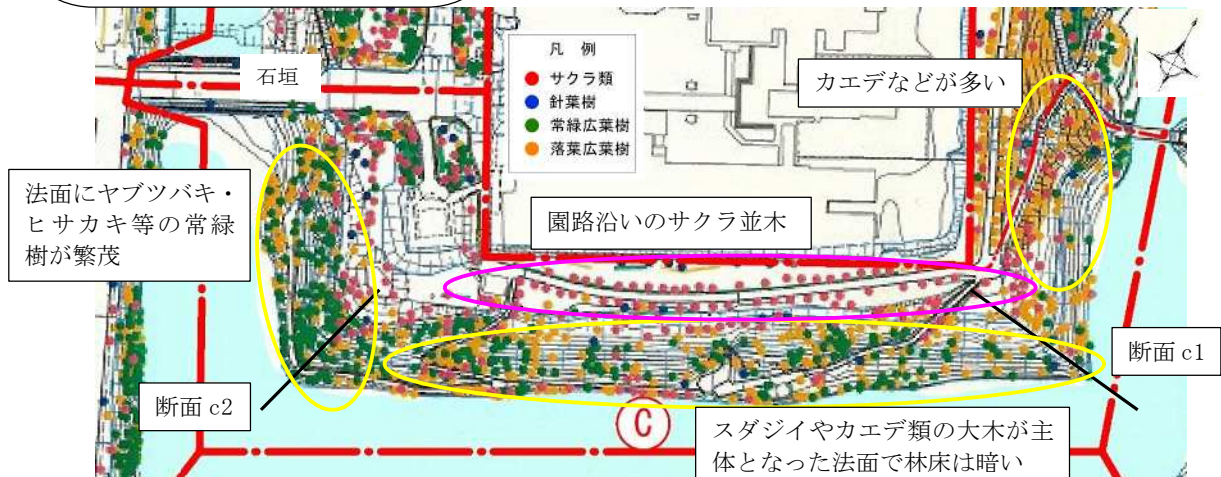


図-3-13 断面 c2

Cブロックは落葉樹が6割を占める。断面 c1 周辺は他の法面に比べてヤブツバキやヒサカキが少ない。高木の分布は比較的まばらであるが、スダジイの大木が優占しており、鬱蒼としている。断面 c2 周辺は、斜面上部は落葉高木で覆われ、斜面中程はヤブツバキ・ヒサカキの鬱蒼とした林となっており、林床は薄暗い。

図-3-14 Cブロック植生図



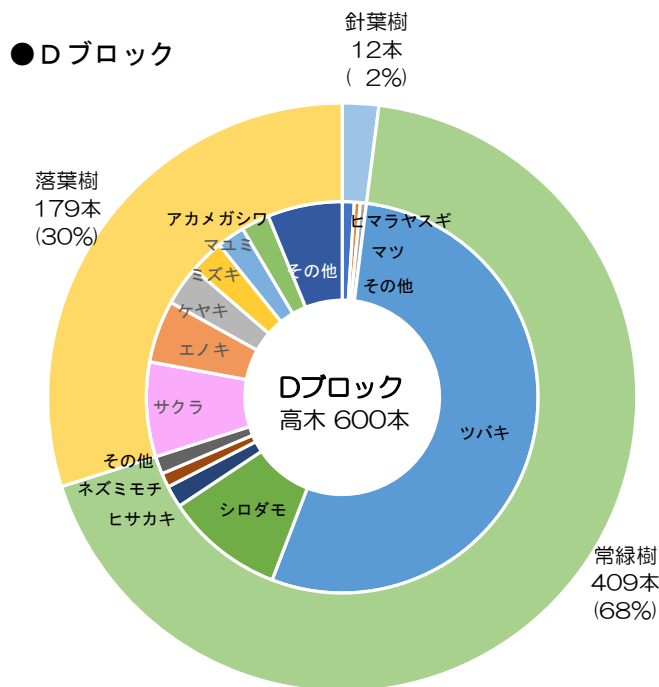


図-3-15 樹木分類グラフ D

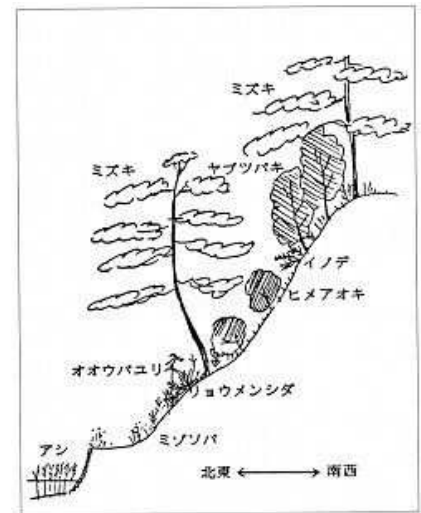


図-3-16 断面 d1

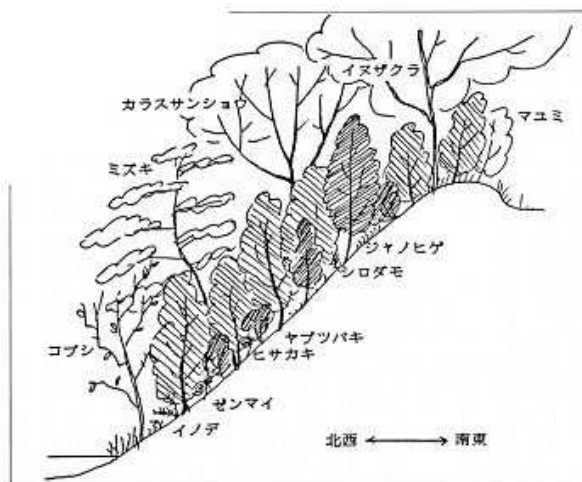


図-3-17 断面 d2

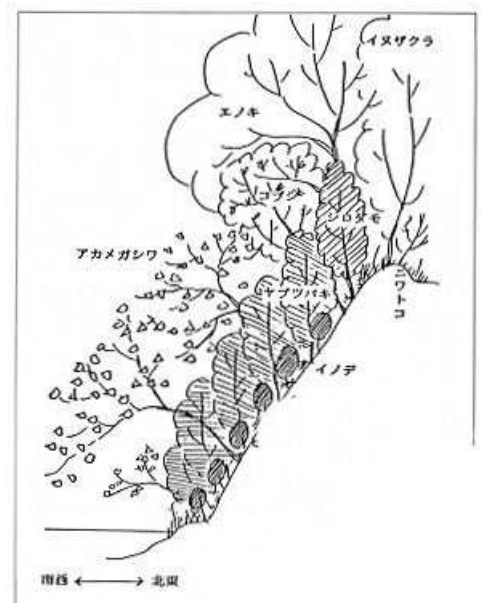


図-3-18 断面 d3

Dブロックは常緑樹が7割近くを占める。これは、断面 d2・d3 から分かるように、ヤブツバキが圧倒的に優占し、シロダモが混じる植生のためである。

高木層は総じて落葉樹である。急傾斜の林床は薄暗く、土壌が露出しているところが多い。

断面 d1 周辺は、比較的陽当たりが良く林床に低木・下草が育っている。しかし、かなりの急斜面で、一部崩壊している。また、モウソウチクが侵入し増殖している。



図-3-19 Dブロック植生図

●Eブロック

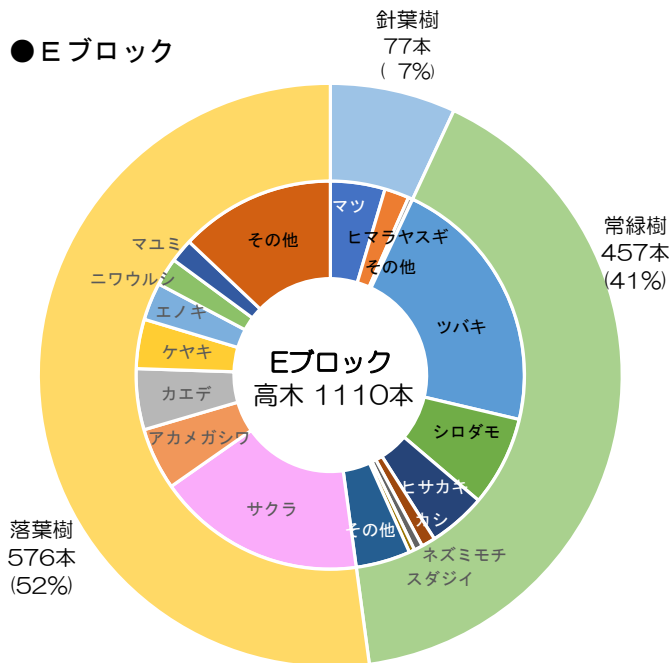


図-3-20 樹木分類グラフE

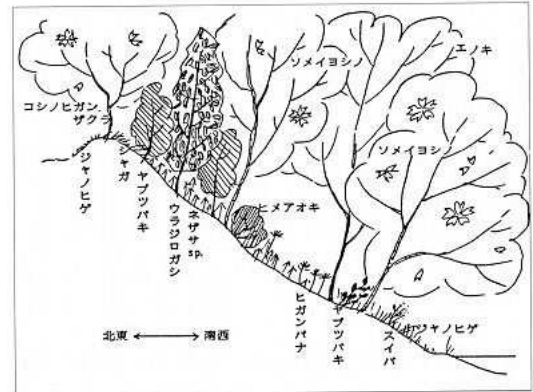


図-3-21 断面 e1

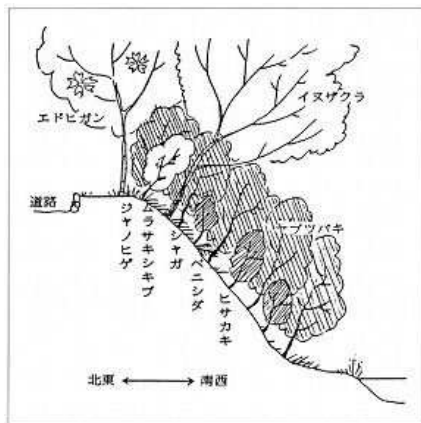


図-3-22 断面 e2

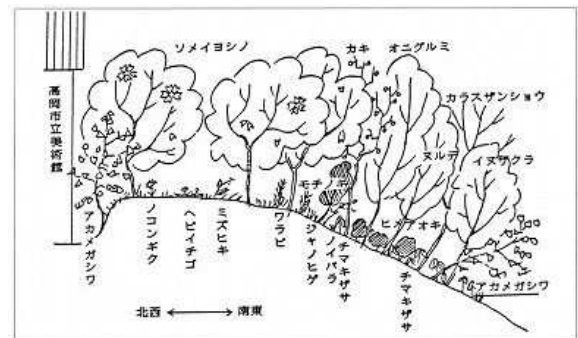


図-3-23 断面 e3

Eブロックは落葉樹が概ね半数を占める。断面 e1 において、高木層は大半がソメイヨシノで形成され低木も少なく、人為的な植層を呈する。断面 e2 周辺は、ヤブツバキが繁茂し高木層は総じて落葉樹である。断面 e3・e4 では、常緑の高木が少なく落葉樹が優占する。またヤブツバキ・ヒサカキ等も少ない。落葉期には林床まで陽射しが届く。駐春橋のたもとにモウソウチクが増殖しはじめている。

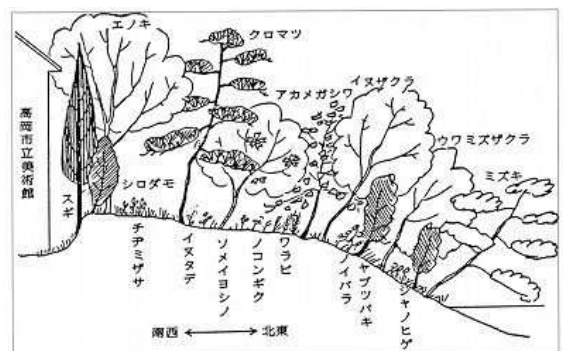


図-3-24 断面 e4



モウソウチクの増殖



図-3-25 Eブロック植生図

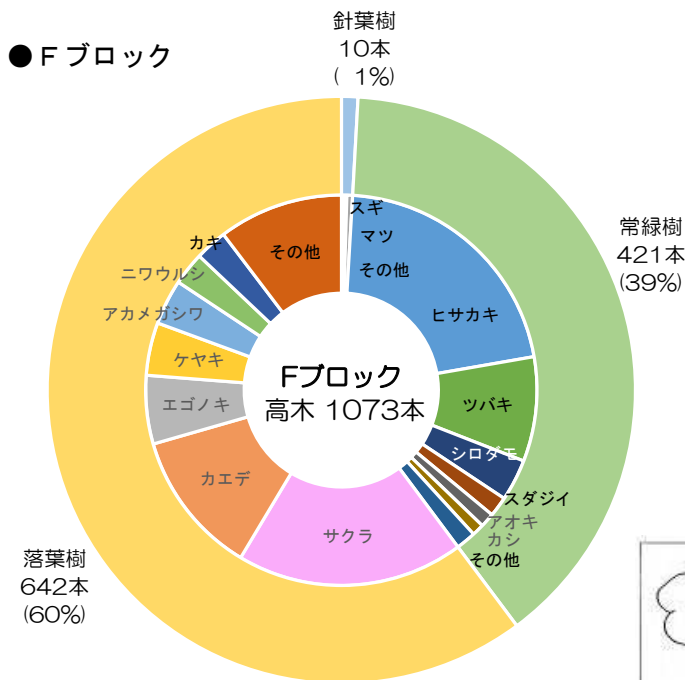


図-3-26 樹木分類グラフF

Fブロックは落葉樹が2/3を占める。断面f1周辺は落葉樹で占められるが、常緑のスダジイ、ヒサカキやシロダモも多い。林床は暗い。

断面f2では、サクラが多くそれに混じって斜面下部から伸びるアカメガシワが目立つ。

動物園前園路にはサクラ並木が形成されている。

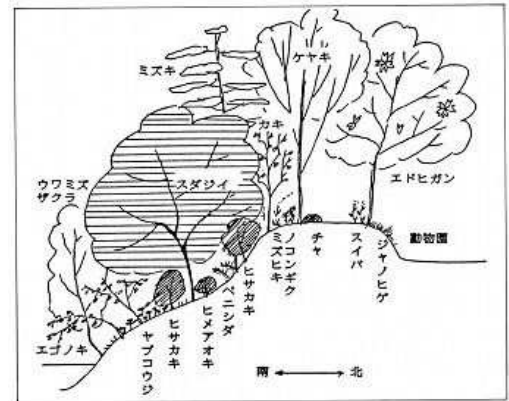


図-3-27 断面f1

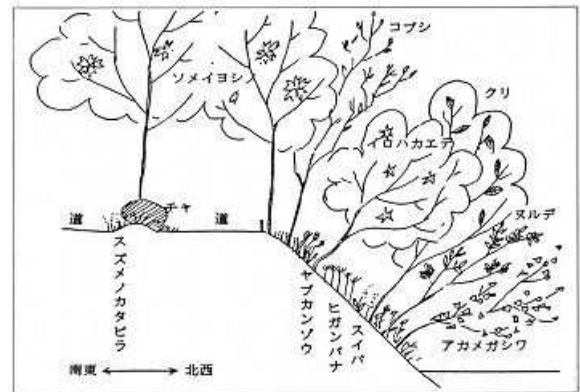


図-3-28 断面f2

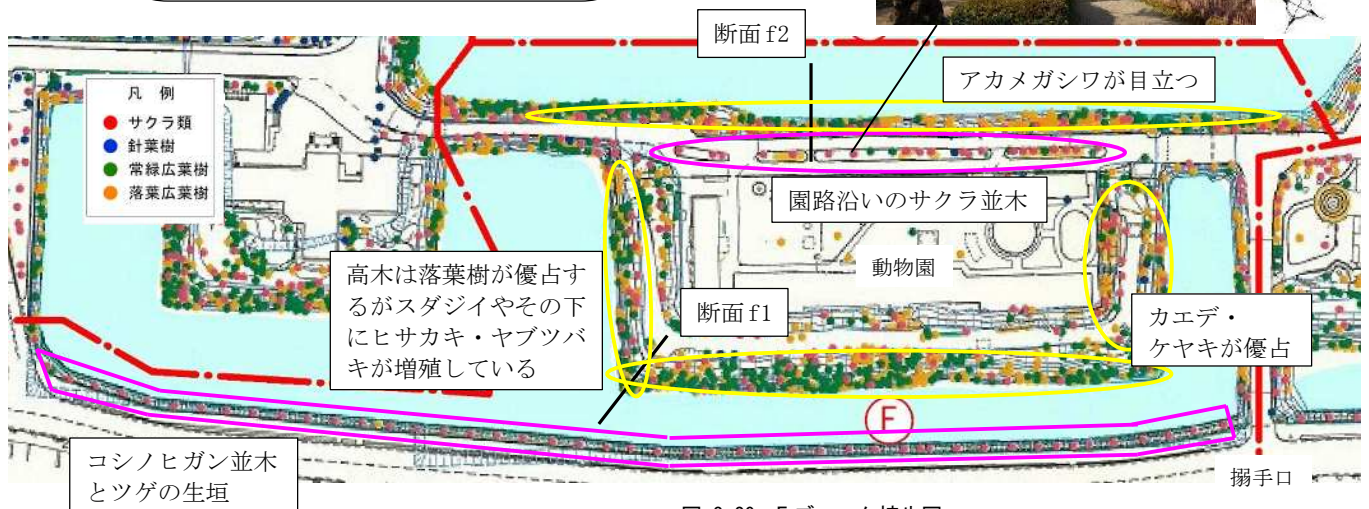


図-3-29 Fブロック植生図

● Gブロック

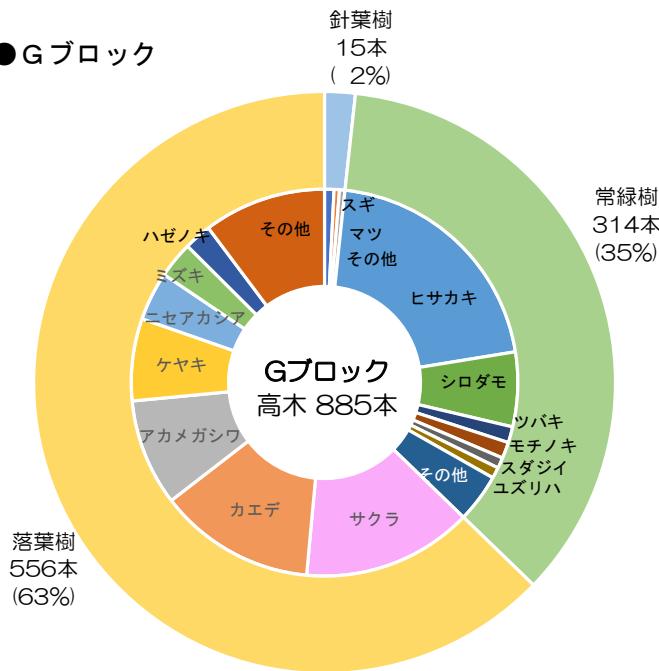


図-3-30 樹木分類グラフ G

Gブロックは落葉樹が概ね 2/3 を占める。断面 g1 周辺は、高木層にスダジイが優占する一体で、落葉高木も混じる。その下にヒサカキ・シロダモが優占する。断面 g2 一帯は、高木層に常緑樹はなく、カエデやサクラが優占しミズキなどが混ざる。その下部にヒサカキ・シロダモが繁茂する。

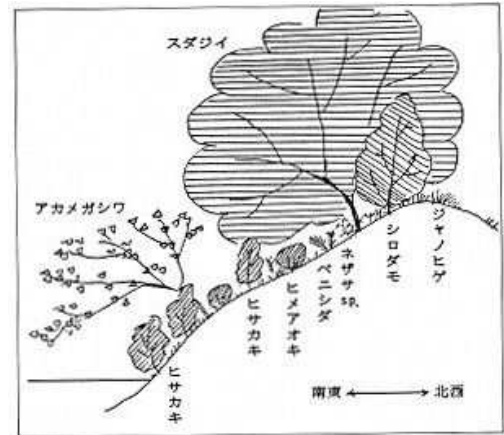


図-3-31 断面 g1

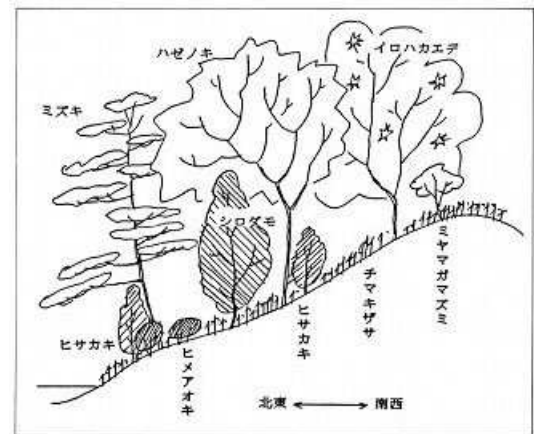


図-3-32 断面 g2



図-3-33 Gブロック植生図

●Hブロック

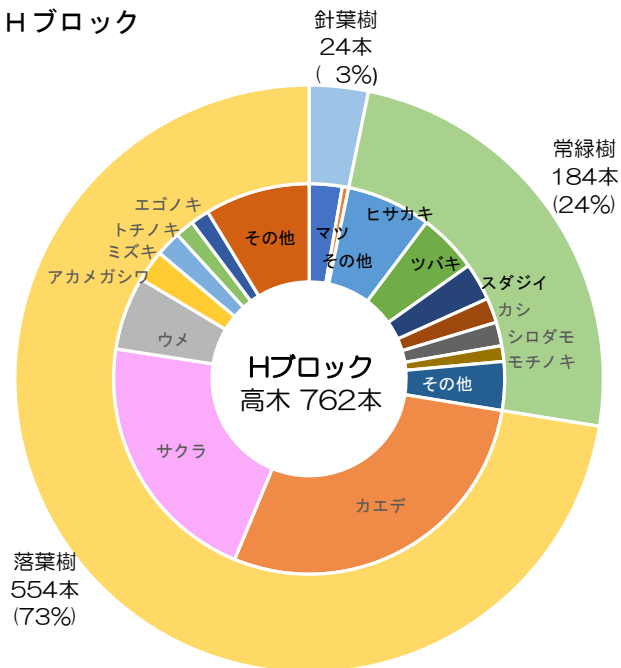


図-3-34 樹木分類グラフH

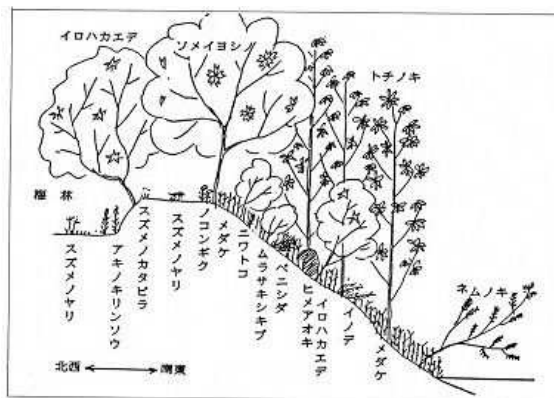


図-3-35 断面 h1

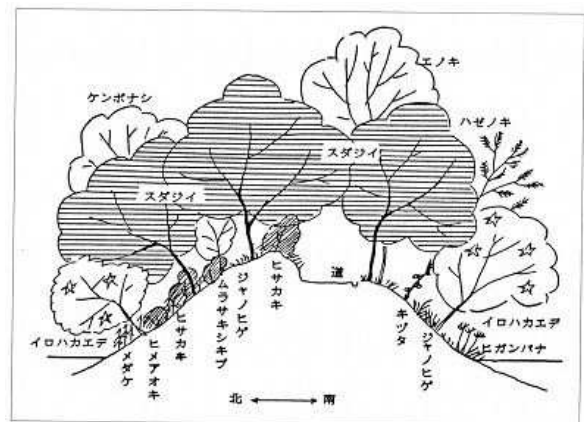


図-3-36 断面 h2

Hブロックは落葉樹が7割以上を占める。断面 h1 辺りは、高木層にサクラが優占し、カエデ・コブシなどが混じる。特異なことでは一部トチノキが優占している。

断面 h2 周辺は、スダジイが多く集まり薄暗い林を作っているが、エノキ・ハゼノキなどの落葉高木も見られる。林床にはササ類が多い。梅苑は多くの種類があり、来園者を楽しませてくれる。しかし、一部老木化や風雪害により樹勢が弱まっているものがある。



● I ブロック

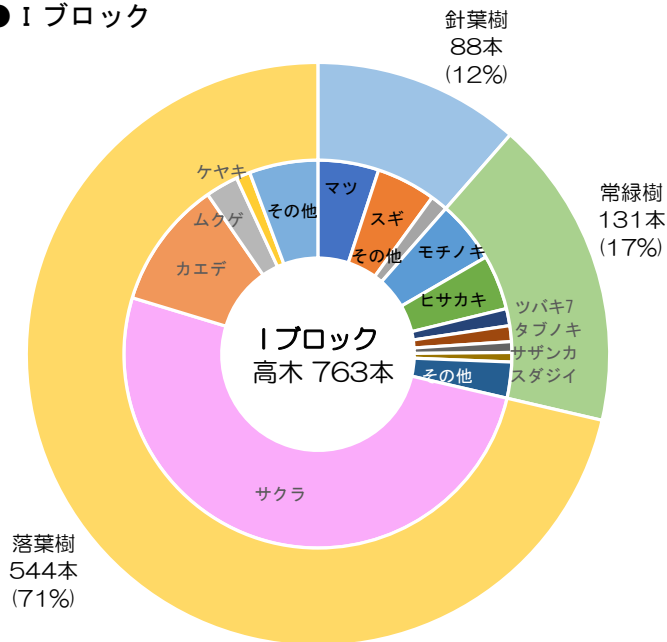


図-3-38 樹木分類グラフ I

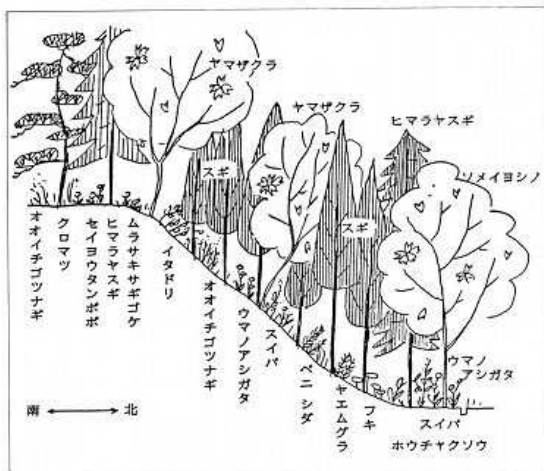


図-3-39 断面 i1

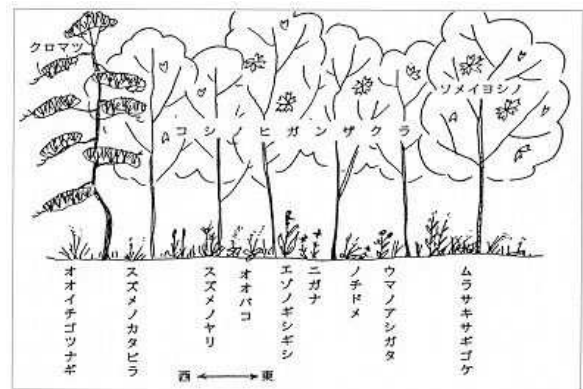


図-3-40 断面 i2

Iブロックも落葉樹が7割を占める。断面 i1 においては、スギが植林されており、その中にサクラが混じっている。林床には低木などがほとんどみられない。

断面 i2 一帯は小竹藪と呼ばれ、コシノヒガン、タカオカコシノヒガンなど多種のサクラが植栽されている。低木がないため林床は草地状となっている。

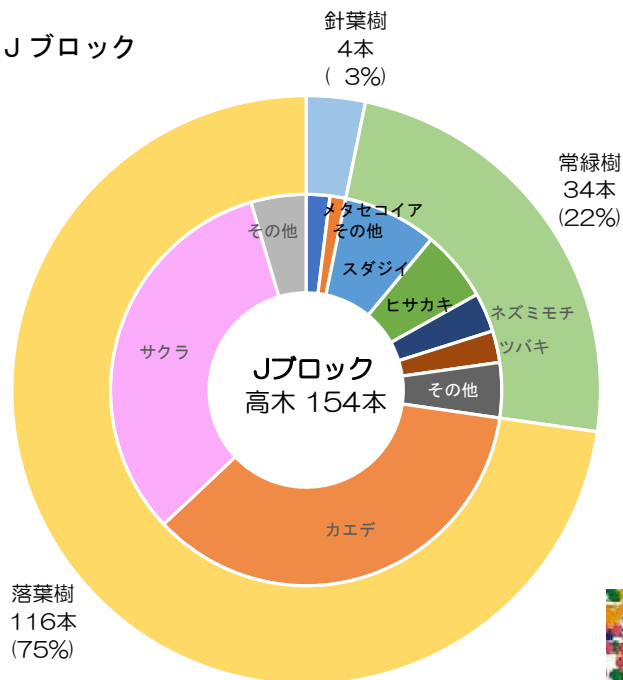
小竹藪駐車場の境界法面は、遮蔽植栽的なものでモチノキ・カエデが優先しその下にはヒサカキなどの常緑樹が植栽されている。



図-3-41 Iブロック植生図



● Jブロック



凡 例	
●	サクラ類
●	針葉樹
●	常緑広葉樹
●	落葉広葉樹

図-3-42 樹木分類グラフ J

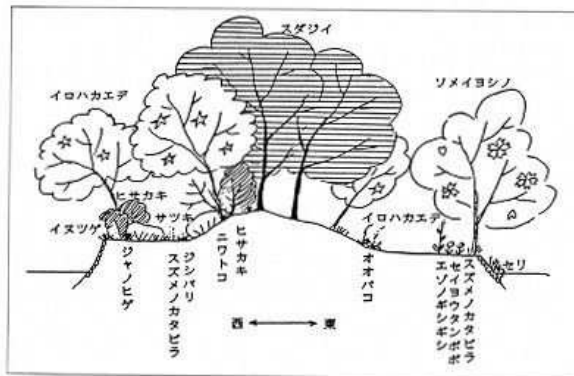


図-3-43 断面 j

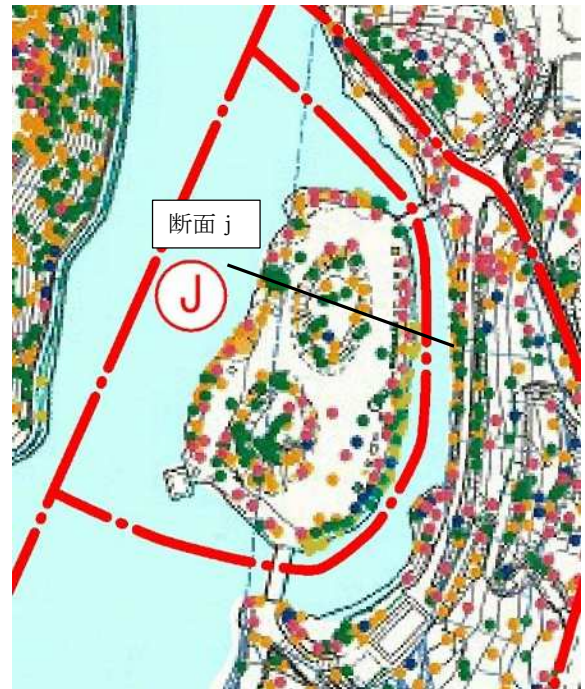
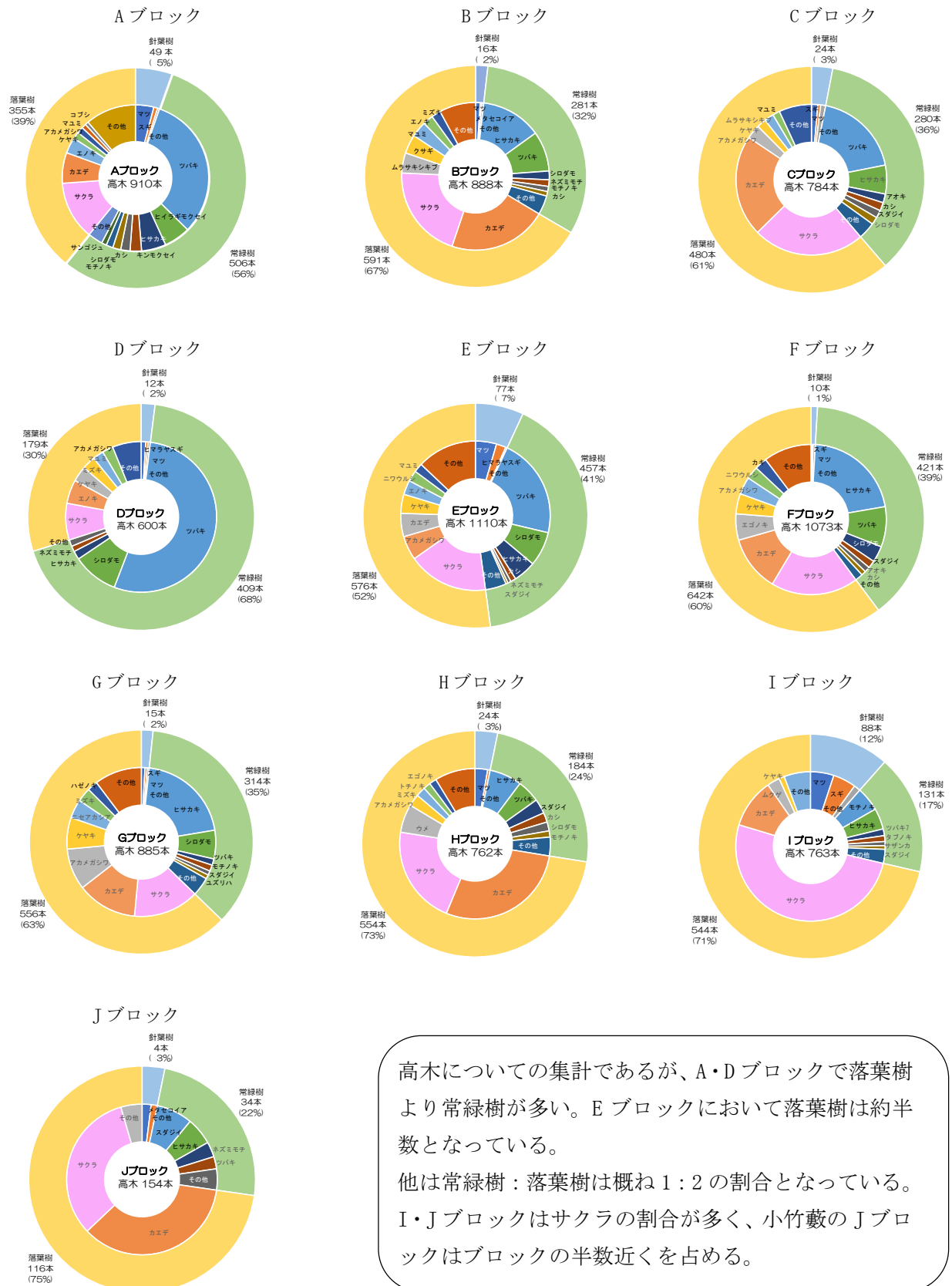


図-3-44 Jブロック植生図

Jブロックは中の島と呼ばれており、明治期に造成された。島中央部にスダジイの大木があり、周辺部にサクラやカエデなどが植栽されている。令和3年度にサクラの植替えや支障木の伐採などが行われ、昔の姿に戻す努力がなされている。

●樹木集計グラフ一覧



(5) サクラの現状

ア 分布状況

古城公園内で確認できた、サクラ 18 種類について分布状況をみる。

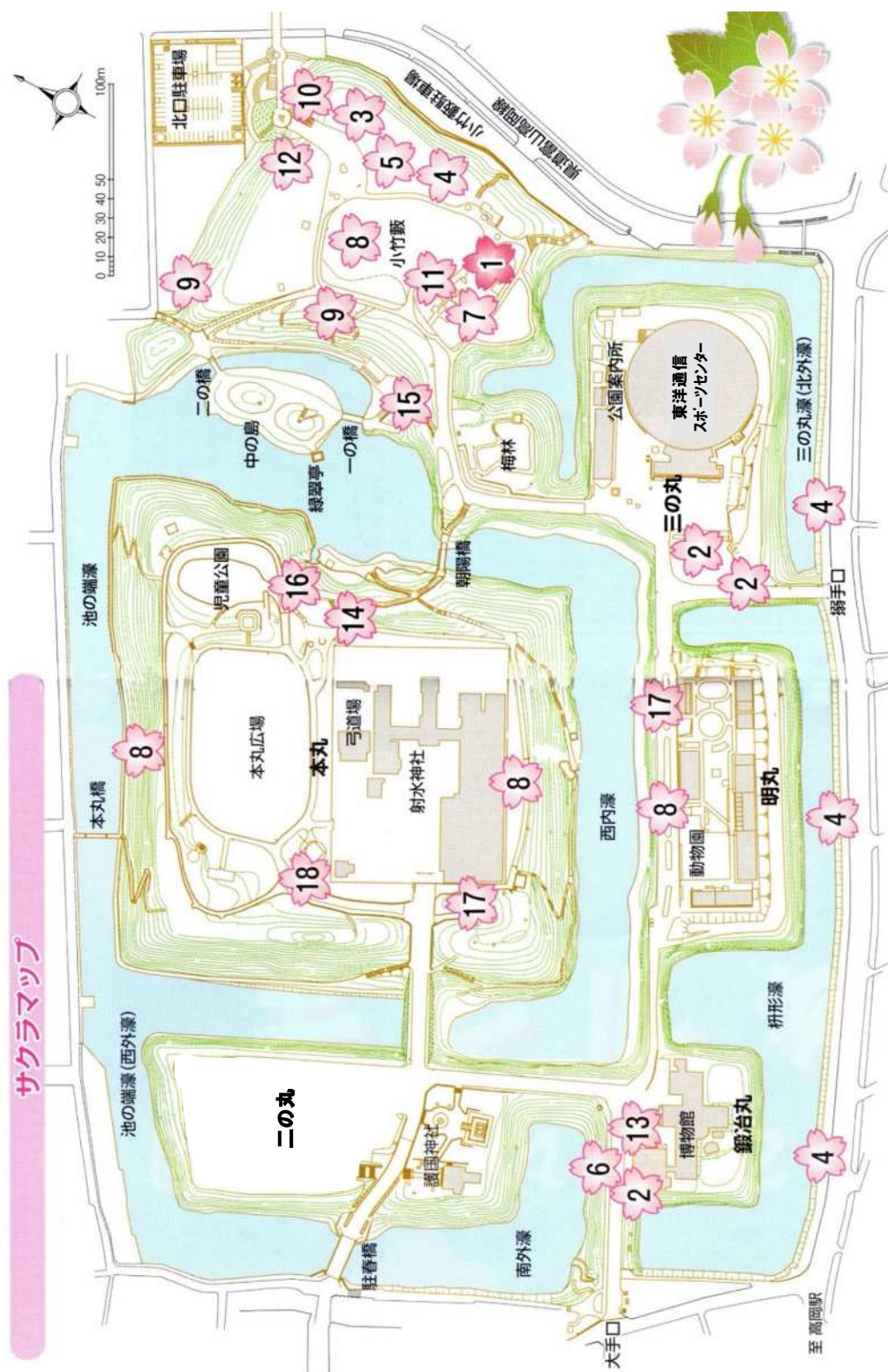


図-3-45 サクラマツプ 「高岡古城公園のサクラを愛でる」リーフレット（高岡古城公園管理事務所発行）より

高岡古城公園のサクラ



富山県中央植物園 企画情報課 副主幹 大原 隆明 監修

図-3-46 高岡古城公園のサクラ

「高岡古城公園のサクラを愛でる」リーフレット（高岡古城公園管理事務所発行）より

古城公園には約1,800本のサクラが植えられており、そのうち、ソメイヨシノは約1,400本と最も多く植樹されているほか、古城公園にのみ存在するタカオカコシノヒガンや近年見つけたコシノカモザクラなど、花見時期には来園者を楽しませてくれる。園内のサクラの大部分は、昭和40年(1965)に千本が植樹されているものである。

イ タカオカコシノヒガンについて

小竹藪や三の丸堀の一部には、高岡市指定天然記念物「越の彼岸桜」が植えられている。

これは、高岡独自のものであることが富山県中央植物園の調査で明らかになっており、平成21年（2009）に「タカオカコシノヒガン」の名が提唱されている。このサクラがもたらされたのは、江戸時代まで遡り、前田利常の命により、砺波の十村役太田宗右衛門が山中から300株のサクラを高岡城下の桜馬場に移植したことに始まるとされている（『加賀藩初期十村役金子文書』砺波市教育委員会）。この桜馬場のサクラは、近代以降も桜馬場公園のサクラとして昭和30年代まで存在していたが、自動車の往来の増加に伴う排気ガスの悪影響や樹木自体の樹齢もありみすばらしい姿になっており、市街化に伴う道路拡幅の時期とも重なり、高岡古城公園の小竹藪に移植されることになった。移植されたものは6～7本であったが、現在では約40本余りが分布している。

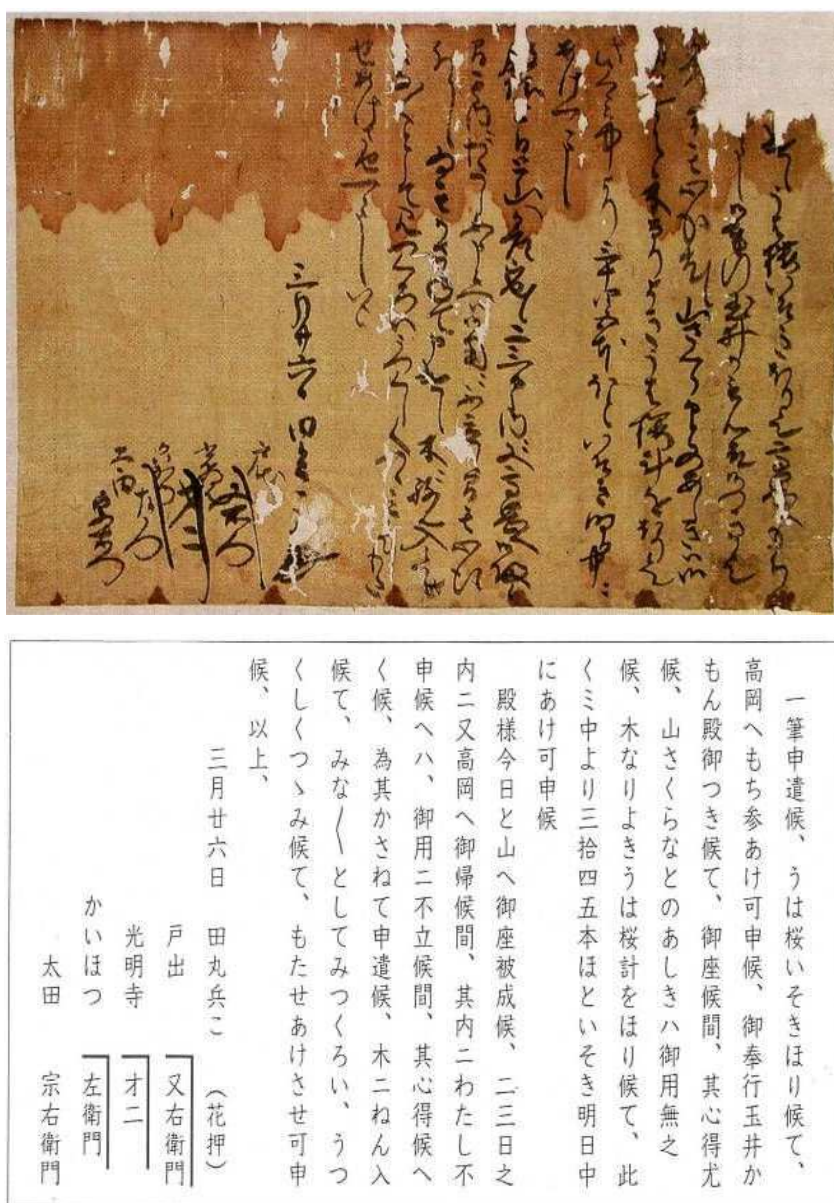


図-3-47 田丸兵庫、うば桜献上二付廻状（個人蔵）

『加賀藩初期十村役金子文書』（砺波市教育委員会）より

ウ 現状と今後の育成について

(ア) 古城公園のサクラの約7割がソメイヨシノであるが、寿命が50～60年といわれ、てんぐ巣病などの病気にかかりやすい。代替品種として花の開花時期や花の雰囲気似ていることから、ジンダイアケボノへの転換が全国的に進んでいる。

(イ) 接ぎ木「芽継ぎ」によるコシノヒガンの生産は、北陸の降雪地帯では屋外での生産が難しく、現在は、公益財団法人「日本花の会」に若苗を計画的に生産委託し、県内の農場にて成木に育成されたものを古城公園内に植樹する方法をとっている。

また、タカオカコシノヒガンザクラは、古城公園にのみ存在する品種なので、現在存在する40本余りについては、育成管理に十分な配慮が必要である。



写真-3-1 農場での育成

(ウ) 動物園前の老木化したサクラに、樹勢を衰退させるナラタケモドキが多数発生している。いずれは枯死に至ると言われており、土壌も含めた対策が必要である。

和名：サクラ類ならたけもどき病

学名：(病原菌) ナラタケモドキ *Armillaria tabescens*
(SCOPOLI:FRIES) EMEL.

分布：本州・四国・九州

写真(上)：ナラタケモドキ子実体

写真(下)：ナラタケモドキの寄生を受けて衰弱したサクラ

説明

ナラタケモドキはナラタケ属のきのこであり、数種の樹木にナラタケ同様の根腐病を起こす。寄主としてサクラ・モモ・クリなどの広葉樹の他、スギ・コウヨウゼンなど針葉樹も知られている。根や地際部から感染し、樹皮下に白い扇状菌糸膜を形成し、寄主を枯死させる。地上部は萎凋症状を示す(写真1)。培地上では根状菌糸束を盛んに形成するが、感染樹木上ではあまり観察されない。感染部の表面にオレンジ色の根状菌糸束が観察されることもある。子実体は7～8月に感染樹木上や周囲の地上に生ずる(写真2)。子実体にはつばがない。ナラタケ同様、無葉緑ランであるオニノヤガラ (*Gastrodia elata* BULUME)の菌根を形成する。



図-3-48 ナラタケモドキ 国立研究開発法人「森林研究・整備機構」より

(6) 危険樹木・枯損木・支障木などの状況

園内には老木化した樹木や大木化した樹木などが散見され、利用者の安全安心な公園利用や史跡の保存の支障となっている。また、これらは良好な景観の阻害要因にもなっている。以下に、その現状の一部を示す。

ア 危険樹木



写真-3-2・3
老木化し洞ができたサクラ
倒木の危険性をはらむ



写真-3-4
園路沿いで老木化したサクラ



写真-3-5
園路沿いで樹木の頂上部が枯れている



写真-3-6
風雪によって倒木した過去の例

イ 枯損木



写真-3-7
老木となって樹勢が弱まってきたサクラ



写真-3-8
老木化し主幹を失ったサクラ



写真-3-9
園路沿いの太い幹の樹勢が衰えている



写真-3-10
幹が空洞化し枯死した
サクラの伐採例



写真-3-11
サクラの根元に生えた
ナラタケモドキ
根株心材腐朽（白色腐
朽）をおこし被害樹は
しだいに枯れていく

ウ 史跡などに支障となる樹木



写真-3-12
石垣に影響を及ぼして
いる樹木



写真-3-13
大木化してしまった
外来種の樹木

エ 景観を阻害する樹木



写真-3-14
堀に落ちている樹木



写真-3-15
クズが樹木に絡みつき堀
の景観を阻害している



写真-3-16
幹の折れた樹木

3 現況のまとめ

古城公園は四季の美しい自然豊かな公園であり、その緑量の多さによって市街地で多様な動植物の生活環境を創出している。これは、古城公園の大きな魅力の一つである一方、公園管理することができる限界を超えている大木化した樹木なども多く、史跡の都市公園としては鬱蒼とした印象を与え、景観や眺望の阻害、高岡城跡の本質的価値としての堀・土塁・石垣なども見えづらくしている。

また、「さくら名所100選」にも選ばれている園内のサクラは老木化が目立ってきており、風雪によって幹折れや腐りが顕著化している。

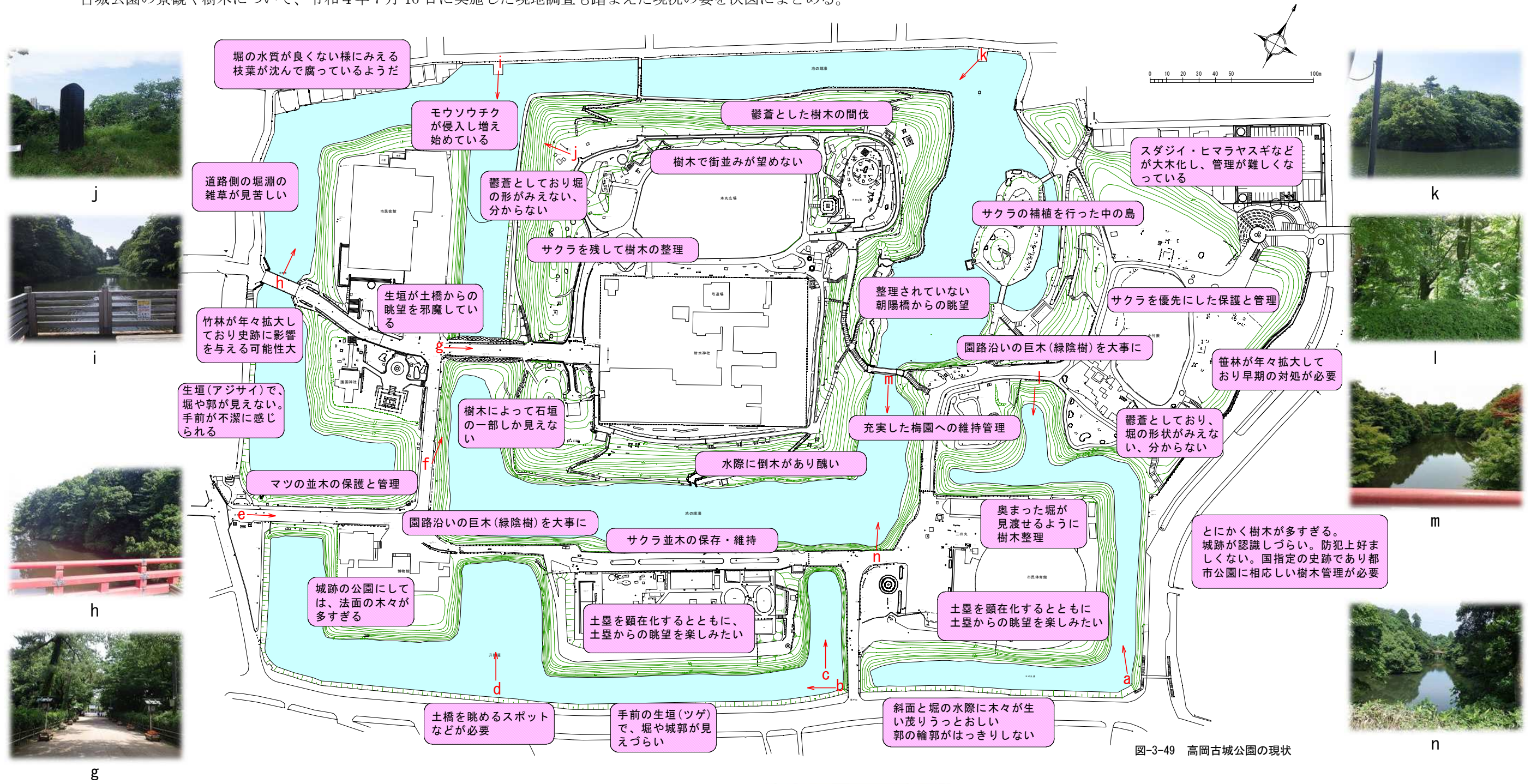


写真-3-17 石垣を見えづらくしている



写真-3-18 水濠に垂れ下がる木々の枝

古城公園の景観や樹木について、令和4年7月16日に実施した現地調査も踏まえた現況の姿を次図にまとめる。



第4章 課題等の整理

第2章の基礎資料の整理及び第3章の樹木の現況把握を踏まえて、古城公園における樹木管理の課題を次に示す3つの視点から提起し、整理する。また、サクラについても個別に課題を整理する。

1 都市公園としての景観からみる樹木管理の課題

ア 植栽された樹木や自生して生長した木々は大木となり、低木も繁茂し密生状態となっている。健全な樹木の生長を促すため、あるいは抑制するため、計画的な伐採、剪定等が必要である。

イ 適応力が強く繁殖力も甚大な雑木が大きく数を増やしており、以前は見られなかったモウソウチクについても同様に数年で大きく数を増やしている。これらが景観に悪影響を及ぼしており、伐採及びその後の適正な管理が求められる。

ウ 堀の水面に垂れかかる枝葉、落ち葉や枯木などに覆う葛葉によって、公園としての水濠の良好な景観が阻害されており、これらの枝葉や落ち葉、葛葉などの除却が必要である。

エ 古城公園は広大な面積を持ち、様々な動植物が生息する自然的環境の豊かな公園であり、この自生により形成された生態系が本公園の魅力の一つとなっている。このような街中の貴重な自然環境を保全しつつ、周囲と調和した景観あるいは特徴づける景観を創出するメリハリのある樹木管理が必要である。

オ 今日に至るまで樹木（特にサクラ）は老木化し樹勢も弱まってきており、植替えなどが必要な状況となっている。これからは、史跡と調和した樹林の再整備・管理が求められる。

カ 市民の中に息づく存在として、外側からは緑量・樹冠を楽しめるが、内側（公園内）からは街並みや遠景の眺望がしづらい状況である。相互に眺望が楽しむことのできる樹木管理が求められる。

キ これまで長期的な視点にたった樹木管理が行われておらず、効率的・効果的でかつ持続的な樹木管理が実施されていないため、長期的視点のもと計画的に取り組む必要がある。

2 史跡の保存・活用からみる樹木管理の課題

ア 長年にわたり無秩序に成長した樹木は、高岡城跡本来の景観とは無関係に閉塞的な空間を創りだしている。城郭としての景観を意識して樹木管理を行う必要がある。

イ 樹木の生長が、土塁・石垣などに悪影響を及ぼし遺構の本質的な価値を毀損させてしまう可能性があることや、城跡への眺望も妨げている。しかし、樹木は古城公園の景観を形成し魅力を高める重要な要素の一つであるため、公園と史跡の調和を目指し、適切に管理することが求められる。

ウ 史跡を楽しむような景観演出がなされておらず、ビューポイント等の創出が必要である。

エ 史跡の景観としてイメージにそぐわない外来種樹木については、計画的に伐採するなどの管理が必要である。

本計画では、“外来種樹木”は、比較的新しい時期に高岡古城公園に入り込んだ樹木（下記に例示した樹木）と定義する。鳥などによってもたらされたものや、人為的に植栽されたものである。

メタセコイア・ヒマラヤスギ・シュロ・エンジュ・イチョウ・ニセアカシア
・ハンノキ・カキ・クリ など

3 公園利用者に対する樹木管理の課題

ア 来園者の安全安心な公園利用のために、台風などの自然の力や病虫害に起因する倒木・落枝・枝折れなどに対処してきたが、これは言わば、受動的な樹木管理が行われてきたといえる。予防保全の観点から日常的に能動的な管理を行う必要がある。

イ 危険木に対しても同様で、倒木などが発生してから対応するケースが多く、倒木する前に適期を見計らって対処する必要がある。

ウ 枝葉が伸長して案内看板や園路灯の照明などの公園施設を遮っているなど、来園者の便益を妨げている。適切な管理で楽しく安心して公園を利用できる環境づくりが求められる。

エ 公園内には中低木の繁茂で見通しが効かず、防犯上、適切な処置を行い、安全安心を提供する樹木管理が必要である。

4 古城公園のサクラに関する課題

ア 昭和 40 年代に植樹されたサクラなどは、老朽化が進んでおり、てんぐ巣病や樹勢を衰退させるナラタケモドキが発生しているため、「さくらの名所 100 選」を維持するためには、計画的な植え替えが必要である。

イ 植え替えの際には、地下掘削を伴うため、史跡の現状変更の許可が必要である。そのため、史跡の本質的価値を毀損しないよう、調整を図る必要がある。

ウ タカオカコシノヒガン、コシノカモザクラについては、古城公園にのみ存在する品種のため、計画的な育成が必要である。

エ サクラについては、様々な団体などから寄附を受けているが、寄附樹木を植栽する周辺の環境が整えられていないため、生育不良により大きく育たなかったり、場合によっては枯れてしまうケースがある。このため、受け入れ可能な場合の基本的な考え方などを示す必要がある。

第5章 樹木管理の基本方針

1 目指す公園の将来像と樹木管理の基本的な考え方

古城公園は、都市公園制度のはじまりとされる明治6年（1873）発出の太政官布達第16号に基づき、明治8年（1875）に指定された、わが国でも初期の事例の公園であり、以降、公園整備が行われ、現在も四季折々の自然が楽しめる憩いの場として市民をはじめ、市内外から多くの人が訪れる本市を代表する公園である。

一方、高岡城跡としては、約130年にわたり、公園という土地利用のなかでダイナミックな変遷を遂げつつも、城本来の機能である土塁や堀という高岡城としての要素は保全しつつ、近代に形成された各郭の公園空間としての機能をおおむね継承してきた点も、生きた公園空間として貴重であり、約400年間保存されてきた歴史は他の城郭に劣らない素晴らしいものである。

このことから、古城公園の樹木管理は、都市公園としての緑の機能を保全し、自然的環境に配慮しつつ、現在、樹木で覆われてしまった高岡城跡の最大の魅力である縄張（郭、堀、土塁、土橋など）の姿を再び出現させ、訪れた人達が在りし日の高岡城の面影やその風格を感じることができる空間づくりに取り組むものとする。

下記に目指す公園の将来像と樹木管理の基本的な考え方を示す。

しろあと

「城跡の風格漂う、みどりの安らぎと潤いある高岡古城公園」 を目指す

<樹木管理の基本的な考え方>

- ・ 在来種や固有種を主とした歴史性の再現や桜や紅葉など四季折々の公園環境を形成する緑や花木等、目的に応じた植生管理
- ・ 緑地の保全や自然環境に配慮しつつ、本質的価値の保存（石垣・土塁や斜面等の歴史的遺構）及び史跡の顕在化（※）
- ・ 公園内及び周辺外部から、堀や遺構などの史跡を望めるよう眺望点・ビューポイントを選定し、景観確保の植生管理
- ・ 公園利用者にとって安全で快適な樹木管理
- ・ 富山県由来で、かつ歴史的にも高岡城跡と所縁のある「タカオカコシノヒガン」サクラについては、本質的価値の保存と調和を図りながら、適切に保護育成
- ・ 樹木管理（景観・眺望点整備等）にあたっては、市民に周知を図り、理解と協力を得ながら実行

※ 土塁・法面などの保存及び、本質的価値の顕在化の植生管理の考え方

◆土塁・法面などの保存の植生管理

- ・常緑樹からなる照葉樹林にならないよう里山の雑木林の状態で維持する。
- ・秋から春にかけて落葉し法面や土塁、郭の形が顕在化され、4～9月の葉が繁茂している時期でもある程度土塁や法面、郭、土橋の形がわかる。維持するためには、以下の点を考慮

- ⇒ 土塁・のり面の崩壊につながるような樹木については、管理の在り方を検討
- ⇒ 下層植生も一定の高さ（例えば、50～100cm）に維持
- ⇒ 落葉樹の大径木が込み合っていれば間引きして、法面に光が入るように管理
- ⇒ 大径木の枝打ちを実施

◆本質的価値の顕在化に伴う植生管理

- ・本質的価値が見通せる眺望点のための伐採・剪定を行う。
- ・指定地内から指定地外への眺望、堀と法面の境界、郭の形の顕在化等を行う。

2 樹木管理の基本方針

第3章では大木化・密生化した樹木が、都市公園としての景観や城跡の眺望を阻害している現況を把握し、第4章ではその課題を明らかにした。樹木管理の基本的な考え方を踏まえ、これら課題に対応していくための今後の樹木管理の基本方針を以下に示す。

(1) 都市公園の景観の方針

- ・大木化した樹木や繁茂し密生状態の低木、繁殖力の甚大な雑木などは、健全な成長促進や増殖抑制のため、計画的な伐採、剪定等を行う。
- ・良好な景観を損なう堀の水際の樹木や増殖している雑木・葛葉などの伐採、除却など適切な樹木管理を行う。
- ・四季を彩る植生と多様な生物の生息空間の保全に配慮しつつ、メリハリのある樹木管理を行う。
- ・老木化しているサクラやウメなど既存樹の保護や、植替えなど世代交代も視野に入れた樹木管理を行う。
- ・かつて城内(侍)から望むことができた眺望点の再現や、城外(町人)から見た“高岡城”の姿をうかがえるような樹木管理を行い、眺望や景観の向上を図る。ただし、取組にあたっては、試行的に実施する範囲を決めて検証しながら、樹木管理の継続化を図る。
- ・長期的な視点のもと、計画的に樹木管理を行う。
- ・景観的にポイントとなる樹木などについては、高岡城跡の本質的価値を損なわぬよう十分考慮に上、適正な管理を行う。
- ・樹木整備にあたっては、市民に周知するとともに、官民一体となって進める。

(2) 史跡の保存・活用の方針

- ・緑の果たす機能・役割を意識しながら、史跡公園としてのイメージに沿った樹木管理を行う。
- ・高岡城跡の本質的価値を有する諸要素に影響を及ぼす樹木を適切に管理し、遺構の保存と、顕在化を図る。
- ・かつて城内(侍)から望むことができた眺望点の再現や、城外(町人)から見た“高岡城”の姿をうかがえるような樹木管理を行い、眺望や景観の向上を図る。ただし、取組にあたっては、試行的に実施する範囲を決めて検証しながら、樹木管理の継続化を図る。(再掲)
- ・歴史の学習フィールドとして高岡城跡の構造や規模を学習・理解できるよう、史跡の顕在化を効果的・スポット的に整備し、整備後は適切な樹木管理を行う。
- ・歴史的景観と合わない外来種等は、周辺状況や成長度合いを勘案し、成長抑制を行うとともに、徐々に伐採撤去し、在来種や固有種を主とした樹木管理を行う。
- ・樹木整備にあたっては、市民に周知するとともに、官民一体となって進める。(再掲)

(3) 公園利用者に対する方針

- ・来園者の安全安心の妨げとなる樹木を日常的に能動的な管理を行い、市民が誇ることのできる公園となるように緑の空間を整える。
- ・予防が困難な風雪等による突発的な落枝、枝折れなどに対する処置は速やかに行う。
- ・倒木の恐れのある危険木については、日常的に観察点検を行い、倒木する前に適期、適切な伐採、剪定等を行う。
- ・案内板や照明灯周りなどの適正な樹木管理により、来園者の利便性の向上を図る。
- ・防犯上の観点から、中低木は必要に応じて適切に剪定等を行い、周辺の見通しの確保を図る。

3 エリアの設定と優先順位

(1) エリア図

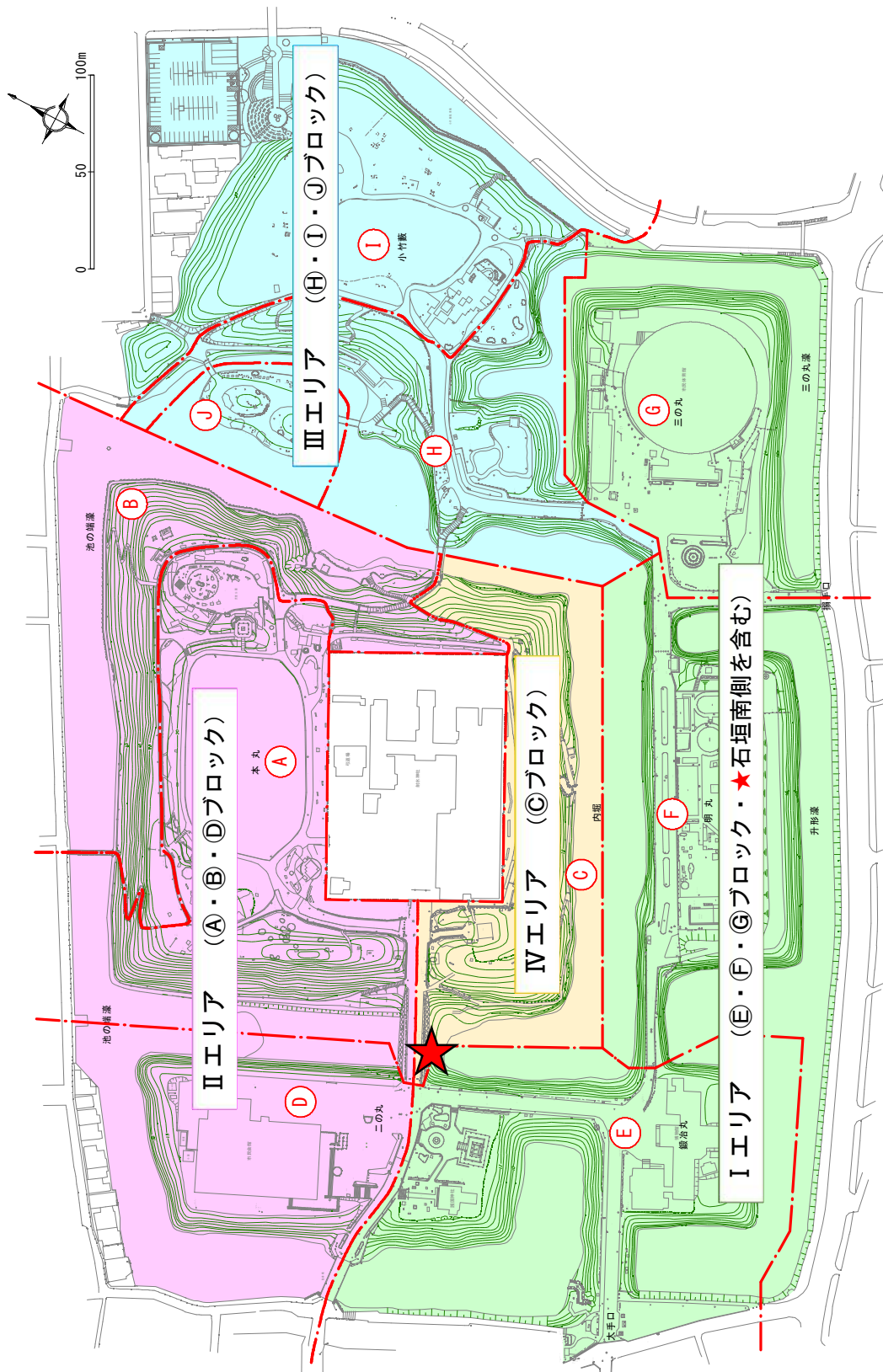


図-5-1 エリア図

前述の樹木管理の基本方針に準じて、同じ管理の方向性を持ったブロックの集まり（エリア）に公園全体を大きく分けて、エリアごとに管理方針を示し、取り組みの優先順位を整理し、手順を決定することにより、統一感のあるより効果的な整備が可能となる。

なお、全エリア共通事項として、公園利用者や史跡の保全に影響を及ぼす枯損木や倒木の恐れがある老木などの危険樹木の除却は最優先に進める。

(2) エリアの設定と管理方針

ア I エリア（㊥・㊦・㊧ブロック・石垣南側を含む）

鍛冶丸・明丸・三の丸と二の丸の南側半分と枳形堀全てと三の丸、内堀を多く含むエリア。また、本丸土橋に積まれた石垣南側はこのエリアに含めるものとする。

高岡城の正門（大手口）があり、車の交通量や人通りが多い桜馬場通りや県道富山高岡線に面しているエリアである。また、本史跡の代表的な遺構の一つである本丸土橋の石垣や古城公園に訪れる多くの来園者が散策する内堀沿いの園路を含むエリアである。人の目にふれる機会が多く、来園者を向かい入れる“顔”であり導入部となる。

○ 植生の特色

このエリアの高木全体の約2/3が落葉樹で、土塁法面にはケヤキ・カエデの中に雑木のアカメガシワ・ハゼノキ・ミズキなどが混じる。また、常緑でスダジイの大木が混在するほか、ヒサカキ・シロダモなどが繁茂している。近年竹の増殖が顕著化している。

大手口からのマツ並木や桜馬場通りの歩道沿いにはコシノヒガンの並木とツゲの生垣がある。

○ 管理の方針

外部からの眺望を意識し、郭を繋ぐ土橋部を顕在化させるとともに、公園内部からの眺望を楽しむ空間を設けるため、郭の隅にスポット的なビューポイントを整備する。このほか、石垣南側の顕在化や、堀の水際（土塁の法面）を顕著にして城郭の外縁を見せること、竹や雑木など景観を阻害する樹木の伐採や葛葉などの除去などを進める。

イ II エリア（㊨・㊩・㊪ブロック）

本丸・二の丸のそれぞれ北側半分と池の端堀のほとんどを含むエリア。本エリアには、本丸土橋に積まれた石垣北側も含まれている。

エリア北西側は、池の端通りに面している。池の端通りに面した地区は、古城公園の緑と池の端堀に調和した落ち着いた街並み景観を守り育てるため、景観形成重点地区に位置づけられている。また、本丸のエリア南東側は射水神社に隣接する。

池の端通りからは公園を眺めながら散策ができ、公園内でも園路沿いのサクラと芝生広場が来園者を楽しませてくれるエリアであり、現在、旧高岡市民会館を解体中の二の丸を含むエリアである。

○ 植生の特色

池の端通りに面している北側の土塁法面は落葉高木が多く、低木は少ない。二の丸の土塁法面はエノキなどの落葉高木の下にツバキ・ヒサカキなどの常緑樹が繁茂している。また、中の島に面した土塁法面にはサクラ・カエデの落葉高木中にカシやツバキ・ヒサカキなどの常緑樹が混じる。

○ 管理の方針

池の端堀に面した北側の土塁法面は、間伐によりすっきりとした林を目指す樹木管理を行うことで、本丸の郭の姿もある程度視認することができる。Ⅰエリア同様、水際の樹木整理や繁茂する雑木やハチク、葛葉などの対応を進める。

令和元年度より本丸の池の端通り側の法面の樹木の間伐や、皇太子殿下御野立所周辺（本丸北側）や大橋弘詩碑周辺（本丸西側）の郭の各隅に設けるビューポイントの整備に合わせた樹木の伐採が行われているが、範囲は限定的で、さらなる樹木整理を進める。

ウ Ⅲエリア（Ⅱ・①・④ブロック）

三の丸の一部・小竹藪・中の島と内堀、三の丸堀、池の端堀の一部を含むエリア。

春のウメやサクラ、新緑、夏の芝生など、四季折々の変化で来園者を楽しませてくれるエリアである。また、中の島からの眺め、または中の島を眺望するビューポイントは、公園を代表する景色となっている。

平坦部が多く、比較的樹木の整理がされているエリアである。

○ 植生の特色

芝生広場の周りや小竹藪のサクラ・梅苑のウメ・コブシ・トチノキなどと花木が多い。中の島に面した緩やかな斜面はサクラ・カエデ・マツなどが在り、他とは違って比較的ゆったりとした林床の明るい林となっている。三の丸茶屋に面した法面はカエデが主体となっておりスダジイやヒサカキなどが混じる。

○ 管理の方針

小竹藪の老木化したサクラは、既存樹の保護を第一に、定期観察を行うとともに必要に応じて樹勢回復治療などを施す。また、梅苑は老木化や雪害による痛みが顕著であることから、長期的に計画的な植替えを進める。

土塁法面などの樹木管理については、Ⅰ・Ⅱ同様、水際の樹木整理や繁茂する雑木やモウソウチク、葛葉などの対応を進める。

中の島は、令和3年度にサクラの植替えと支障木の伐採が行われ、昭和期のサクラで華やいだ姿に戻す試みがなされている。植替えたサクラも含め、中の島内の樹木が良好に生育するよう除草や灌水などの適切な維持管理を行う。

エ IVエリア（◎ブロック）

本丸の南側半分と内堀を含むエリア。

公園外からは見えないエリアで、エリアのほぼ中央部の土塁法面下部に「古城の滝」があり、それに繋げるように緑のトンネルの園路がある。

○ 植生の特徴

法面にはスダジイやカエデが優占しスダジイが混じる。その下部にツバキ・ヒサカキなどが繁茂している。林床は薄暗くなっている。

園路沿いはサクラの並木となっている。

○ 管理の方針

土塁法面などの樹木管理については、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲエリア同様、水際の樹木整理や繁茂する雑木や葛葉などの対応を進める。

また、卯辰山から対岸を望めるようにすることや、歩きやすくするための園路沿いの樹木管理を行うと共に対岸から古城の滝を望めるように滝周辺の剪定等を行う。

公園内を散策しながら、自然や石垣や土橋などの遺構を楽しめる管理を行う。

(3) 取組の優先順位の考え方

枯損木等の危険樹木の除去、内外からの景観、史跡の保全の視点から、エリア単位での樹木管理の取組の優先順位の考え方を以下に整理した。

ア 枯損木等の危険樹木などの除去（来園者の安全安心）

園路や広場周辺の枯損木や近い将来その恐れがあるものも含めた樹木の除去は早期に行う。利用者への影響がない園路や広場周辺以外の枯損木に対しては、他の取り組み時に随時行う。

Ⅰエリア = Ⅱエリア = Ⅲエリア = Ⅳエリア

※エリアの優先順位は付けず、全てのエリアで実施

イ 古城公園の外側の景観向上

石垣や土橋などの遺構も多く、外縁は交通量の多い幹線道路に面したⅠエリアから優先的に、池の端堀を含むⅡエリア、外縁は駐車場であるⅢエリアの順に進める。

Ⅰエリア > Ⅱエリア > Ⅲエリア

ウ 古城公園の内部の景観向上

来園者が多く利用する内堀に面したⅠエリア及びⅣエリアを優先的に進め、中の島～朝陽橋～朝陽の滝周りの法面（Ⅲエリア）の順に進める。

Ⅰエリア > Ⅳエリア > Ⅲエリア = Ⅱエリア

エ 史跡の保存

城郭遺構の分布状況により、次のように整理する。

Ⅰエリア > Ⅱエリア > Ⅲエリア > Ⅳエリア

なお、園内にある多くの施設の状況などによっては、上記の取組の優先順位によらず、より効果的、効率的に取り組む。

4 サクラの管理方針

古城公園は「さくら名所100選」にも選ばれ、タカオカコシノヒガンやコシノカモザクラなど高岡独自の品種も有し、サクラは古城公園の特色の一つであることから、全体の方針とは別に「サクラの管理方針」を以下に示す。

- ・基本的に開花時期の異なる現在ある品種については許容し、桜の保全に努める。
- ・既存の個体を健全に育成することを第一とし、定期的に樹木医の診断を行い、必要に応じて樹勢回復治療を施す。ただし、来園者への安全性の確保に問題となる危険樹木や治療が困難な個体については伐採し、植替えを検討する。
- ・現在の品種を許容し保全するため、同種の若木の補植を原則とするが、現在、病気にかかりやすいソメイヨシノからジンダイアケボノへの転換が進んでいることから、これを

受けて植替え時において、希少種の場合は同種を植栽し、それ以外は高岡市を代表するタカオカコシノヒガンザクラ（コシノヒガンザクラ）を代替として植栽する。なお、植替えについては、文化財部局と協議を行う。

- ・特にサクラの見どころとして重要な桜馬場通りや動物園前の並木、小竹藪の芝生広場の周囲を重点的な箇所と捉える。特に、桜馬場通りについては、サクラの歴史的背景も踏まえ、計画的にタカオカコシノヒガンザクラで統一を図る。
- ・同位置での桜の植栽は、忌地（いやち）現象による影響があるため、伐採木の除根及び土壌改良が必要となるが、史跡として遺構を毀損する恐れがあるので、除根についても文化財部局と協議を行う。また、原則、盛土を施すなどして付近の適所に植栽することとする。
- ・他都市事例で土壌硬度や植栽密度による育成の悪影響の報告（※）あることを考慮し、併せて提言されている下記改善策を古城公園においても参考にしつつ実践していく。
 - ①サクラの植栽は1本あたり専有面積を少なくとも30㎡以上確保する。
 - ②圧密された土壌ではエアレーションなどで土壌を軟らかくし、根元付近の立ち入りを制限し、踏み固めを軽減させる。
- ・コシノヒガンの生産は、長期的な視点で計画的な生産委託を行い、確実な樹木の確保を行う。

（※）史跡内にサクラがあり、その現状と植栽・管理の問題点を調査した鶴山公園（岡山県津山市）の事例では、土壌硬度とともに植栽密度がサクラの生育に大きな影響を与えており、1本あたりの専有面積が30㎡以下になるような植栽は、特に悪影響を及ぼすという報告がある。



写真-5-1 盛土して植栽されたサクラ（中ノ島）

5 樹木管理の方針イメージ図

基本方針及び各エリアの管理方針に基づいた
樹木管理の方針イメージ図を示す。

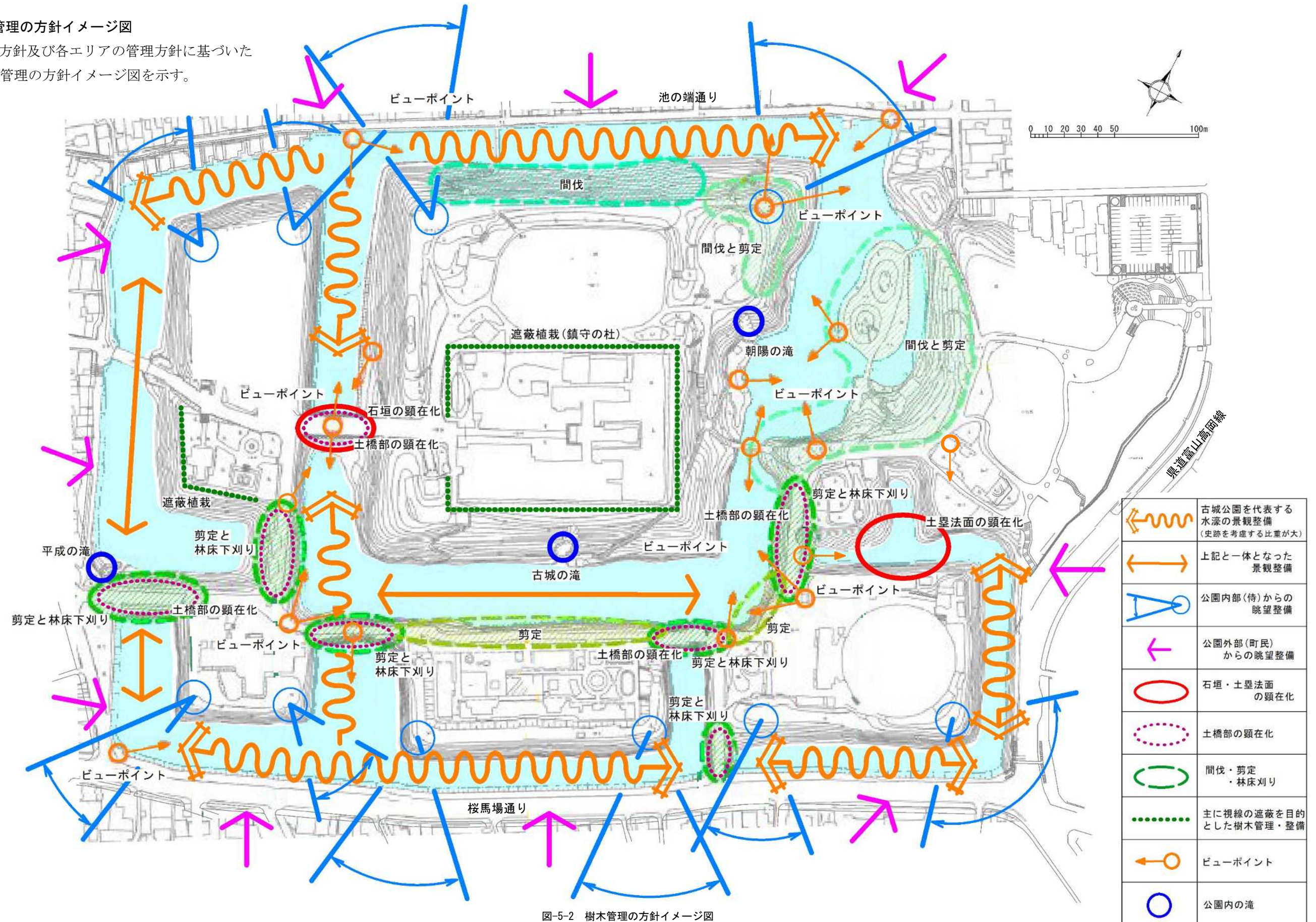


図-5-2 樹木管理の方針イメージ図

6 将来像（整備完了後）のイメージ

② 公園の外側からの景観（池の端堀周辺イメージ）



現況



取り組み後
（水際の樹木整理、雑木の伐採など）

③ 眺望点等の整備（本丸北側の眺望点イメージ）

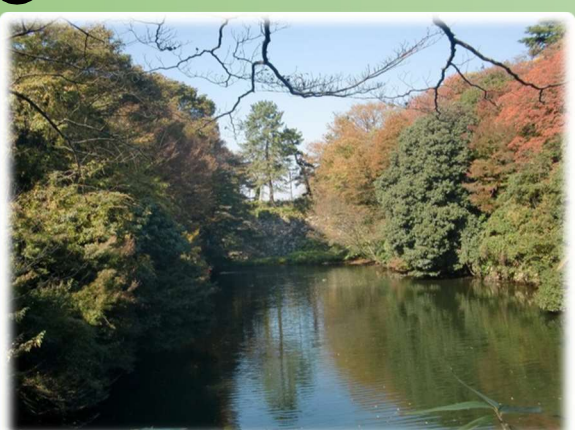


現況



取り組み後
（眺望点周辺の樹木整理、雑木の伐採など）

① 史跡の顕在化（本丸石垣南側周辺イメージ）



現況



取り組み後 （水際の樹木整理、雑木の伐採など）

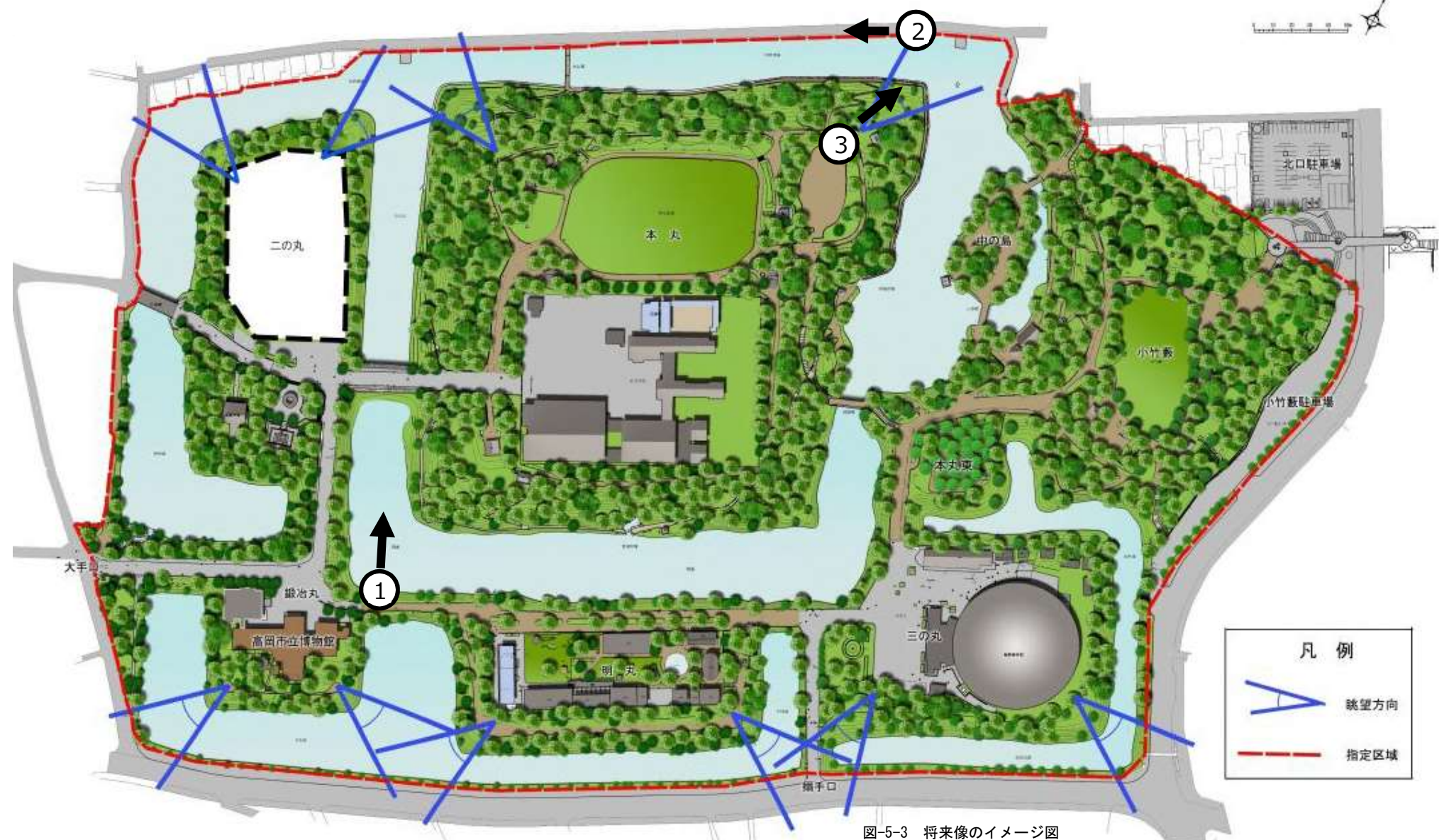


図-5-3 将来像のイメージ図

第6章 樹木管理行動計画の作成

第5章で整理した今後の樹木管理の基本方針に基づき、計画的に樹木管理を進めていくための行動計画を示す。

1 全体計画及び短期事業計画

(1) 全体計画

全体の事業期間は令和5年度(2023.4)から令和34年度(2053.3)までの30年間とする。10年ごとに短・中・長期と設定し、第5章3(3)取組の優先順位の考え方及び、実際の作業にあたって効率性(レッカー等の利用可能な場所など)を考慮し、図-6-1 事業分類図に示す手順で進捗を図ることとする。ただし、園内の施設の状況によっては、手順の変更など柔軟に対応するものとする。

また、全エリア共通事項として、公園利用者や史跡の保全に影響を及ぼす枯損木や倒木の恐れがある老木などの危険樹木の除却は、事業分類図によらず最優先に進める。

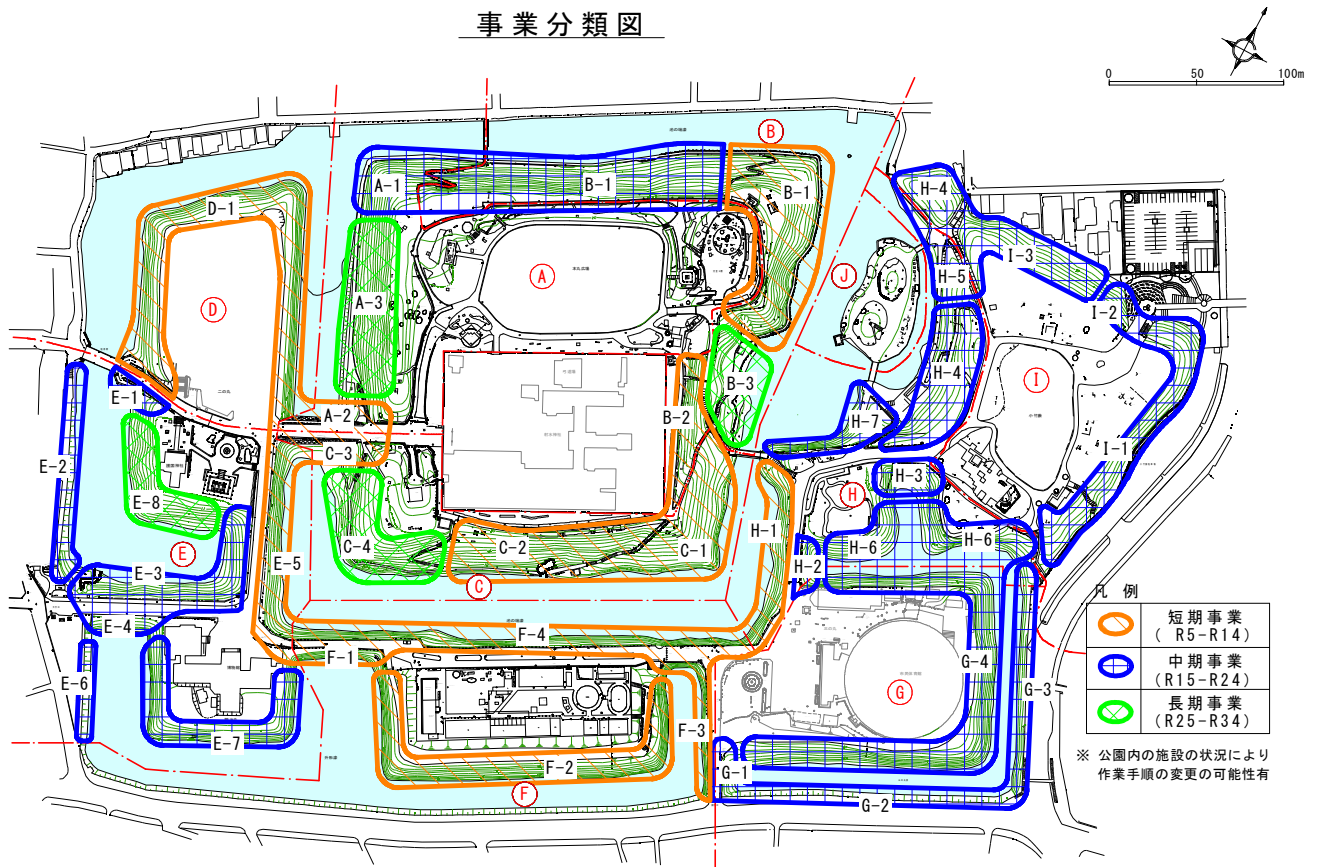


図-6-1 事業分類図

取組分類	短 期 (R5-14)	中 期 (R15-24)	長 期 (R25-34)
①危険樹木等の除去	・ 広場及び園路周辺部 [公園全域]	・ 随時 ・ 広場及び園路周辺以外は、②～③の取組とあわせて実施	
②外側の 景観向上 ※注	・ 明丸及び二の丸[旧市民会館跡地] ・ 本丸の池の端堀に面する土塁法面の一部[北側]	・ 本丸の池の端堀に面する土塁法面 ・ 大手門入口付近及び鍛冶丸、三の丸、小竹藪	・ 本丸及び二の丸の池の端堀に面する土塁法面の一部（現時点では作業が困難な個所）
③内部の 景観向上	・ 内堀沿いの園路（梅苑・三の丸～動物園～博物館～石垣）沿いの法面 ・ 古城の滝、朝陽の滝、平成の滝周辺	・ 三の丸北西土橋及び小竹藪土橋周辺の三の丸堀	・ 本丸内堀側の一部の土塁法面部（現時点では作業が困難な個所）
④史跡の顕在化	・ 本丸土橋石垣、明丸土橋、二の丸土橋[内堀側]、三の丸土橋[杢形堀側]、三の丸北西土橋[内堀側]	・ 大手口土橋、小竹藪土橋、三の丸土橋[三の丸堀側]	
⑤サクラの保全	・ 広場と園路周辺及び桜馬場通りのサクラ ・ 梅苑のウメ		
⑥日常的な 樹木管理	・ ②～④を実施した箇所の翌年以降の樹木管理		
	・ 公園全域の平坦地部（指定管理者において実施）		

※注 本表においては、土塁・法面は②外側の景観向上の取組として示す。

表-6-1 短中長期事業の取組

(2) 具体的な実施内容

取組分類ごとの具体的な実施内容を以下に整理する。

取組分類	具体的な実施内容
①危険樹木及び支障木の除去	
	・園路や広場沿いの倒木や落枝が危惧される樹木の剪定及び伐採 ・大木化した樹木や外来種樹木などの伐採 ・緊急性の高い史跡の保存に影響を及ぼす支障木の伐採等
②外側の景観向上	
土塁法面の間伐・剪定	・堀の水際の樹木の伐採（土塁の顕在化） ・土塁法面に繁茂している、ツバキやヒサカキ、雑木や下草などの刈払い ・枯木や樹勢の弱った樹木に覆う葛葉(クズ)の除去
眺望点・ビューポイントの確保	・眺望点の樹木の伐採 ・土塁の顕在化のための土塁法面の間伐・剪定 ・ビューポイント周辺の視界を阻害する樹木の剪定など ・平成の滝周辺の剪定及び伐採
③内部の景観向上	
土塁法面の間伐・剪定	・堀の水際の樹木の伐採（土塁の顕在化） ・土塁法面に繁茂している、ツバキやヒサカキ、雑木や下草などの刈払い ・枯木や樹勢の弱った樹木に覆う葛葉(クズ)の除去
ビューポイントの確保	・ビューポイント周辺の視界を阻害する樹木の剪定など ・古城の滝、朝陽の滝周辺の剪定及び伐採
④史跡の顕在化	
土橋の顕在化	・郭を繋ぐ土橋の法面部の伐採、下刈り
石垣の顕在化	・特に本丸に繋がる土橋の石垣の除草や二の丸園路内堀沿いの樹木の剪定及び間伐
⑤サクラの保全（梅苑のウメを含む）	
	・樹木医による定期観察及び診断 ・樹勢回復治療 ・回復が見込めないサクラやウメの伐採と植替え
⑥日常的な樹木管理	
	・実施エリアの定期的なつる切り・下刈り ・指定管理者による日常管理 ・樹木医など専門家による知見による樹木管理（定期巡回、必要に応じた処置の実施）

表-6-2 取組分類ごとの具体的な実施

2 短期事業計画

短期10年間（令和5年度(2023.4)から令和14年度(2033.3)まで）は、表-6-1 短中長期事業の取組で示す内容を実施する。

利用者への影響のある園内の広場・園路周辺の危険樹木や緊急性の高い史跡の保存に影響を及ぼす支障木の伐採・剪定を早期に実施するとともに、実施効果の高いと見込まれる施工性の良いエリアから景観向上に取り組む。

(1) 年次計画

以下に、年次計画を示す。

また、景観向上及び史跡の顕在化については、これまでの印象が大きく変化するものであるため、まずは、試行的に実施し、検証しながら取り組む必要がある。

	取組分類	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
①	危険樹木及び支障木の除去	早期に実施 (R6-R7)			-----			随 時			----->
②	外側の景観向上			Ⅱエリア ・D-7	Ⅱエリア ・D-8	Ⅰエリア ・F-1 Ⅱエリア ・A-2		Ⅰエリア ・F-2 ・F-3	Ⅰエリア ・F-2		Ⅱエリア ・B-
③	内部の景観向上	Ⅰエリア ・H-1	Ⅳエリア ・C-1			Ⅰエリア ・E-5 Ⅳエリア ・C-3	Ⅰエリア ・F-4			Ⅳエリア ・C-2	
④	史跡の顕在化					Ⅰエリア ・E-5 ・F-1 Ⅱエリア ・A-2 Ⅳエリア ・C-3		Ⅰエリア ・F-3			
⑤	サクラの保全 (梅苑のウメを含む)				定期点検	・ 治療、植替えの実施					----->
⑥	日常的な樹木管理					随 時					----->

表-6-3 短期事業の年次計画

(2) 概算事業費

概算費用を積み上げ、短期事業計画に係る概算総事業費は約 530,000 千円と算出された。

主な事業内容	内 容	概算費（千円）
危険樹木及び支障木の除去	処置・収集・積込み・指定地までの運搬	35,000
景観向上及び 史跡の顕在化	処置・収集・積込み・指定地までの運搬	435,000
維持管理 (つる切り・下刈り)	樹林地下草刈・収集・指定地までの運搬	30,000
サクラ・ウメの保全	樹木医などによる定期点検、必要に応じた治療、植替え	30,000
合 計		530,000

表-6-4 概算事業費

※上記概算事業費には処分費を含む。ただし、伐採木や剪定枝などはできるだけリサイクル資源としての活用を検討する。

3 官民連携による樹木管理の推進

(1) 官民連携による事業推進

美しい自然が楽しめる都市公園であり国指定史跡でもある高岡古城公園を後世に繋いでいくため、適切な管理のもと保全・活用していくことが重要である。そのためには、行政や関係団体などと市民が一体となって取り組む必要がある。

事業推進に向け、関係機関と相互の情報共有や密な連携を図るとともに、市民や事業者に対し本計画の周知に努め、市民ボランティア等が参画しやすい事業推進体制を整える。

また、本事業は長期にわたる事業であることから、安定した事業推進のため、新たな財源の確保などの調査・検討を行う。

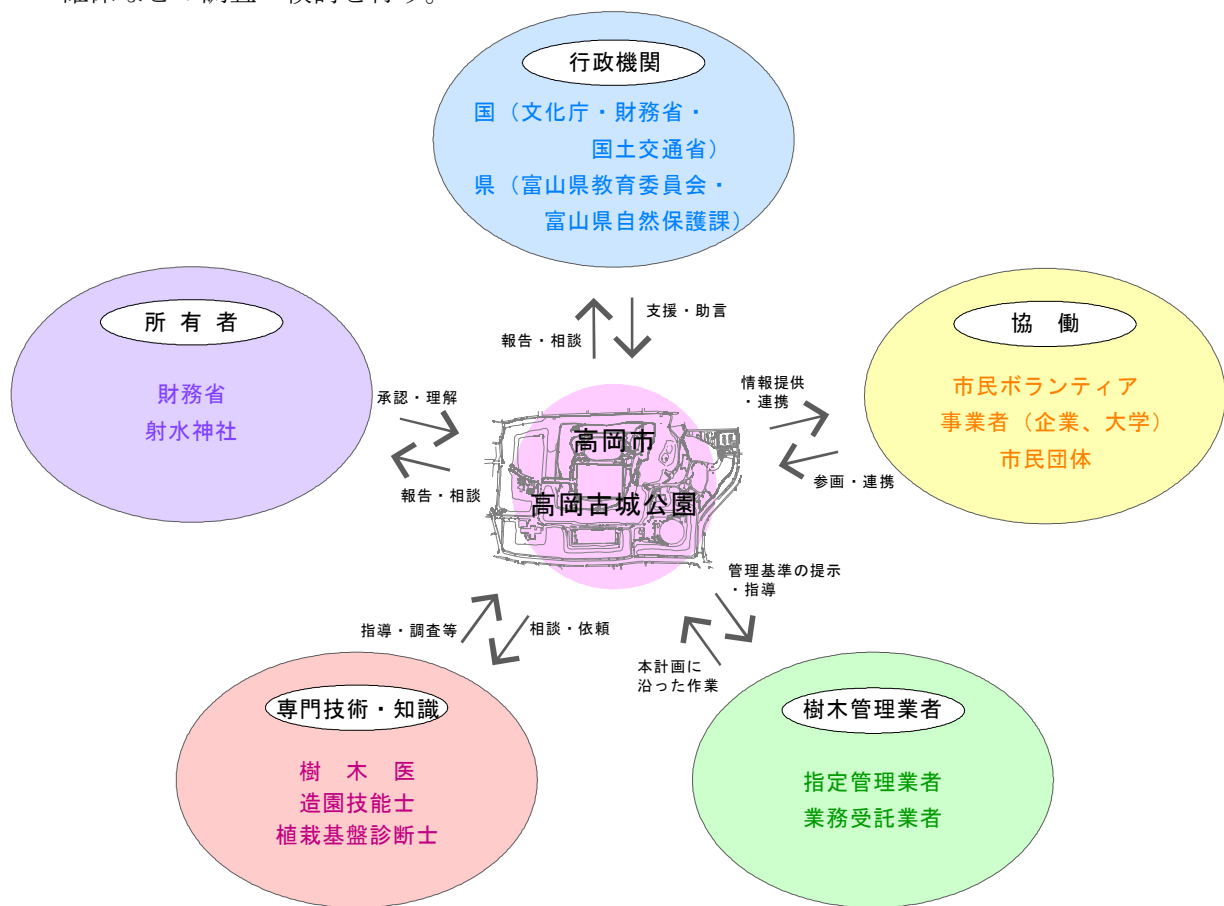


図-6-2 事業推進に向けた体制図

(2) 周知活動

樹木管理における伐採や剪定に関して、その必要性や事業内容など、市民に理解を求める必要がある。関係するホームページや市の広報誌などで広く市民に周知する。また、必要に応じて、取組に関するアンケートなどの実施等により、市民からの意見を求め、適宜、樹木管理に反映する。

4 樹木等管理基準

(1) 管理の手法と実施サイクル

実施にあたっては対象に合わせた管理手法を選択する必要がある。

樹木については個体の生育状況や環境に応じて、伐採・剪定などから適切な手法を選択し、下草などは刈払い機による刈り払いを基本とする。また、繁殖力の強い蔦類に関しては葉や茎の除去を基本に、状況を見て枯死させる薬剤注入を検討する。

管理対象	管理手法	管理の実施サイクル
樹 木	伐採	随時 ・危険木・支障木は必要に応じて随時伐採を行う。
	剪定	適宜 ・風雪害で折れた枝については随時剪定を行う。
	補植（サクラ・ウメ）	適宜 ・サクラ、ウメの適期を考慮して植替える。
	病虫害防除	病虫害の発生が確認された時
蔦 類	つる切り	発生の状況に応じて
	薬剤注入（葛葉）	発生や発育の状況に応じて ・枯死を確認後、茎を除去する。
下 草	下刈り	2年に1回程度 ・稚樹も必要に応じて刈り取る。
園内樹木	樹木医など専門家による園内巡回	1年に1～2回 ・必要があれば処置を施す

※ 随時：その時々で柔軟に対応すること。 適宜：その時に適したやり方を判断して行うこと。

表-6-5 管理手法と実施サイクル

遺構の本質的な価値を毀損させてしまう樹木の伐採や病虫害防除に関しては、専門家や関係者に意見を求め、適切に対応する。

(2) 管理手法

・ 伐採

伐採管理は、主幹や側枝をすべて除去する完全伐採と萌芽枝を残し樹木を若返らせ植生の健全化を図る部分伐採の 2 つの手法がある。

・ 剪定

樹木の枝を切り、形を整え、風通しを良くし、健全な生育に向かわせること。景観を妨げる枯枝や折れ枝、病虫害に侵されたたれた枝、腐食の進んだ枝、また来園者の障害となる枝などを対象とする。

・ 下刈り

特に土塁法面に繁茂する下草・ササ類・稚樹を刈り払う。継続的な林床管理を行う必要がある。

・ つる切り

樹木にからみつき生育を阻害しているつる性植物を根元から伐採除去する。主に、クズ、フジ、テイカカズラ、ムベなど。

・ 補植

サクラの植替えが必要となった場合は、史跡への影響を考慮したうえで行う。

・ 病虫害防除

著しい病虫害の症状があり、周辺樹木に拡散する可能性があると判断した場合に行う。

(3) 計画的な進行管理と基準の見直し

樹木は年々成長しており、管理を怠ると石垣・土塁などに悪影響を及ぼす原因となる。しかし、樹木は公園の景観を形成し魅力を高める重要な要素である。

そのため、日常的な観察・状況把握をおこない、適切な管理を行う必要がある。また、定期的に専門家に意見を求めつつ評価・検証を行い、樹木管理の基準は変化に合わせて柔軟に見直していく必要がある（PDCA サイクルの応用）。

また、前述の評価・検証を踏まえ、本計画は 5 年ごとに見直すものとする。

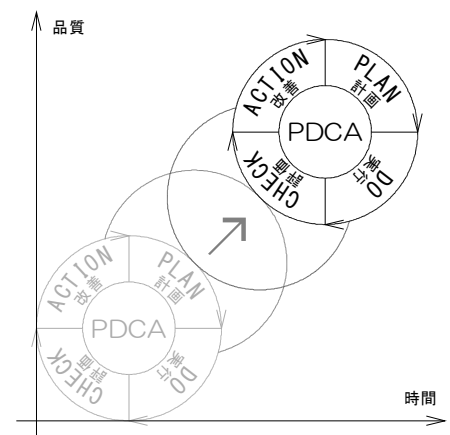


図-6-3 PDCA の考え方

(4) 寄附樹木の取扱いについて

- ・ 史跡の保存の観点から、原則、新たな植樹は行わない。このため、新規植栽での樹木の寄附は受け入れないこととする。
- ・ 受け入れの樹木は、本計画で保全に位置付けた樹木（サクラ・ウメ）のみとする。
- ・ 寄附樹木は、サクラの枯損木の補填として受け入れ状況が整った場合（植栽後の生育環境の確保）に受け入れるものとする。
- ・ サクラの品種の選定にあたっては、「第5章 4 サクラの管理方針」に従う。
- ・ 寄附の内容には、現存する枯損木の搬出を含む伐採費、新植する場所の遺構調査費、土壌改良費、良好な活着が確認できる期間（約5年間）の管理費等を含めた寄附を条件とする。
- ・ 寄附された樹木の取扱いについては、市に一任する。

5 今後の課題

(1) 自然災害・気候変動等の対応

自然災害によって、来園者の安全や史跡へ与える影響を確認し、緊急を要する場合は速やかに剪定及び伐採により対応する。特に高木の伐採が必要となる時は市民に周知し説明を行う。

また、気候変動によって、今まで経験のない病虫害の発生も考えられる。日常の観察と情報収集に努める必要がある。

変化する自然環境に対応するため、絶えず見直しを図りながら実施していく必要がある。

(2) 土塁法面の雑木の扱い

プロット調査により、「平成 22 年度樹木調査」から 12 年間で、土塁法面のカエデの大木は幹周で概ね 20%増、サクラは 5%増、雑木においては平成 22 年度には稚樹でカウントもされていなかった。カエデ・サクラなどは大木となり今後の成長は鈍化していくものと考えられる。

しかし、雑木などはますます肥大化することは確実であり、対応する面積は広いが、史跡の保全に影響を与え景観を阻害する樹木は、コスト面からも早期に対処することが必要である。

(3) 近代公園（太政官制公園）としての価値を意識した取り組み

高岡古城公園は、わが国における初めての公園制度とされる明治 6 年の太政官布告第 16 号により明治 8 年 7 月に指定された公園であり、太政官制公園としても初期の事例であり、日本の公園史においても貴重な公園である。このため、事業推進にあたっては近代公園としての価値を意識しながら取り組む必要がある。

(4) 利活用に関する取組

史跡としての価値や市民の中に息づく質の高い公園として、魅力ある街づくりに資するよう、樹木の適切な管理を含めた環境の整備を進めていかななくてはならない。

古城公園は、高岡市の中心市街地に位置しており、山町筋や金屋町、旧北陸街道等と一体となったまちなかの回遊ルートの核施設として利活用が望まれる。

また、令和 4 年（2022）12 月に勝興寺の「本堂」と「大広間及び式台」が国宝に指定された。平成 9 年（1997）に同じく国宝に指定された瑞龍寺と合わせて、高岡市は二つの国宝建築を有する市となった。これらと関連文化財等とを連携させ、国史跡の高岡古城公園を拠点の一つとした歴史的資源のネットワーク化を図ることが望まれる。



写真-6-1 瑞龍寺(国宝)



写真-6-2 勝興寺(国宝)

高岡古城公園
・
国指定史跡高岡城跡



写真-6-3 金屋町通りの町並み
(重要伝統的建造物群保存地区)



写真-6-4 御車山(ユネスコ無形文化遺産)

高岡古城公園樹木管理行動計画

令和5年3月 策定

発行：高岡市都市創造部景観みどり課